

会 議 録

会議名称		令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和5年(2023年)10月5日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市本庁舎201会議室		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、武石佳宏、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、塚本武志、山下広見、田邊佐貴子、長卓良		
	事務局	福祉部 : 根本部長 : 相澤次長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、飯田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長、猪瀬翔南、村木莉恵		
欠席委員		漆川雄一郎、小川直宏、武田真浩		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	0人	
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の素案について (2) 意見交換(各関係機関・団体における成年後見制度に関する現況について) 4 その他 5 閉会			

1 開会

○事務局（飯田係長）

定刻になりましたので、これより「令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を開会いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課の飯田と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。議事録作成にあたりまして、本委員会での発言内容を録音しておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。初めに椎名委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

○椎名委員長

皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回、第二期計画がありますので、集まる回数が1回増えておりますが、今日もどうか慎重なご審議よろしく願いいたします。特に、机上の方で配布されていますが、赤い羽根の共同募金。これほど成年後見制度は周知認知度がまだないので、そういった部分を高めていって必要な支援が必要な人に、必要な時に必要なだけ、ちゃんと届くようにしていくための会議でもあります。どうか率直なご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局（飯田係長）

《委員会に関する説明》

議事に入ります前に、市政運営の透明化の向上を図ることを目的とする、つくば市附属機関の会議及び懇親会等の公開に関する条例第3条により、本会議は公開会議とさせていただきます。それでは、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会務を総理することとなっております。以降の委員会の議事進行につきましては椎名委員長、よろしく願いいたします。

3 協議事項

○椎名委員長

それでは会議を始めさせていただきます。まず初めに、出席数確認をしたいのですが、委員 12 名のうち小川委員、漆川委員、武田委員の 3 名の委員の方から欠席の連絡が届いており、現在出席委員数は 9 名となります。9 名ですので 12 名のうちの過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第 6 条第 3 項に基づき、この会議が成立することを報告いたします。それでは協議事項(1)第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（福田室長）

《配布資料の確認》

まず資料の確認をしていただければと思います。事前に郵送等でお配りさせていただいており、本日お持ちいただいていると思いますが、配付資料一覧で確認をまず、していただければと思います。まず、今回の第 2 回運営委員会の次第と、委員の皆様の名簿です。続いて資料が資料 1、2 と少し厚めのカラー刷りのものがホチキス留めのものがございますでしょうか。資料 1 につきまして一部訂正がございましたので、訂正版を会場にお越しになった皆様方に随時お渡しさせていただいておりますので、改めてお配りしたものに目を通していただければと思います。その他の参考資料といたしまして、3 点、ございますでしょうか。参考資料 1 で、前回 1 回目の会議議事録がありますでしょうか。資料 2 につきましては今後のスケジュールを表した A 4、1 枚の資料です。3 つ目、参考資料 3 としまして、成年後見制度利用支援事業です。報酬等、市の方から提供させていくような内容のものの利用支援事業に係るところの要綱を付けさせていただいております。その他、当日配布させていただいておりました設置要綱の一部改正部分がございましたので、参考までにお手元にクリップ留めになっている資料、本日配布させていただいているものが追加でございます。ご確認ください。何か、不足しているとか、ないものがございましたら、事務局までお声掛けいただければと思います。

○事務局（片桐主任）

《協議事項(1)第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の素案について》

それでは、第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画素案(第2版)について事務局より説明いたします。障害者地域支援室の片桐と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。資料1素案(第2版)を用意しておりますが、前回の委員会で、皆様にお伝えした内容との主な変更点について資料2カラー刷りのもので第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の主な変更点を使用しながら説明をいたします。全体的にフォントの変更等細かな点のほか、市町村による行政計画として示す内容、より適した内容になるように本文の加筆修正及び各章のレイアウトを再編成したものとなります。それでは資料2を1ページ目めくっていただきまして、初めに主な変更点①について説明をいたします。変更前と変更後、それぞれを掲載しております。構成をコンパクトにするために、変更前にある計画の目的を変更後のように、計画策定の背景と趣旨として、ひとまとめにする形で再編成いたしました。本文のこの赤字のところですが、第1期計画の成果と課題等、こちら記載の通りに加筆修正をしております。ちなみに、この成年後見制度利用促進基本計画についてですが、今年度、何名かの新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、この場を借りまして、改めて簡単に説明をさせていただきます。共生社会の実現のため、認知症、知的障害、その他、精神上的障害が原因で財産管理、日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支え合うことが国全体としての課題となっておりました。これらの人たちを支援する重要な手段として、成年後見制度といったものがありました。十分に活用されていないという実情がございました。この実情を踏まえまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に、閣議決定を経て施行されております。この法律では、成年後見制度の利用促進に関する基本理念、基本方針等が定められているとともに、国の責務等も明らかにされております。また、成年後見制度の利用促進に関する施策を進めていくために、平成29年4月、同法に基づいて国の第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定されておまして、令和4年7月、去年の4月に国の第二期基本計画が策定されております。このように、国全体で成年後見制度の利用促進に向けた取り組みが実施されていることとなりまして、全国の各市町村におきましても計画策定に努めることというふうになっております。なお、この国の基本計画の詳細につきましては、本日配布しました当

日配布資料2、厚生労働省作成の第二期成年後見制度利用促進基本計画の作成について、をご参照ください。本市におきましても、この国の基本計画に基づきまして、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取り組みなどを定めた、つくば市成年後見制度利用促進基本計画が策定されております。対象期間は令和3年度から令和5年度までとなっております。また、それと並行して、本委員会におきましても、これまで成年後見制度の利用促進に向けた取り組みや、まさに椎名先生が冒頭の挨拶で仰っていた、必要な時に必要な人に、成年後見制度の利用が円滑に進めていけるためという意味での成年後見制度の利用促進に関する取り組みですとか、各委員のそれぞれのご所属においての制度との関わり状況等、共有して参りまして、今後の取り組み等と一緒に話し合ってきました。成年後見制度は数ある権利擁護支援の一つの方法であるかとは存じますが、これまでの計画策定の背景ですとか、そういったことを踏まえまして、引き続き、つくば市における成年後見制度の推進について、皆様からご意見をいただきながら、利用促進に向けた取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、今後もそれぞれのお立場からのご意見をいただけますと幸いです。少し話が反れてしまいましたが、本文にも記載されています通り、つくば市の第一期計画では利用者が成年後見制度を利用することでメリットを実感できる運用に向けた改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために、つくば成年後見センターを中核機関とした役割等を定め、利用促進に取り組んで参りました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により、権利擁護相談に対応する体制が作られまして、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人、現在はその法人後見の支援員の活躍の機会が増えてきたことなど、一定の成果があったと考えております。その一方で、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポート、中核機関として各チーム会議への参加など、より実務的な実践的な取り組みを進めていくための連携強化をしていく必要があります。また、制度に関する周知がまだ十分に行き届いていないところへの効果的な周知方法の検討など、つくば市の第二期計画に向けた課題といったものがございます。国の第二期基本計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図るため、権利擁護支援の推進を念頭におきながら、住み慣れた地域で安心して生活できる、まちづくりの実現に向け、本市のつくば市の第一期計画の課題と、得られた成果をより強化していくため、こちらの委員会におきまして協議をしながら、令和6年度から8年

度までを対象とした第二期つくば市成年後見制度利用基本計画の策定予定としております。続いて主な変更点②です。次のページをご覧ください。こちらは参考情報として記載していた計画の中に出てくる用語の説明と成年後見制度の概要を、素案第2版では巻末に移し、少しでも見やすくということで、レイアウトも加筆修正しております。用語説明では成年後見制度、中核機関、日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービス、成年後見制度の概要では、法定後見制度、任意後見制度について参考情報として掲載しております。続いて主な変更点③です。こちらは変更点②の続きで、同様の形でレイアウト、本文を加筆修正しております。続いて主な変更点④です。こちら参考情報として記載されていた高齢化率、高齢者人口、認知症高齢者の推移について、最新の統計データに合わせるため、赤字で記した箇所の通り数値を修正しております。なお、数値の修正後も資料1、素案第2版2ページ、3、本市の現状の冒頭部分に記載されている認知症高齢者数年々増加傾向という内容には特に変更はございません。続いて主な変更点⑤です。こちらは本計画の活動指標に関する内容の一つとして、利用者の把握と早期発見、早期支援についての取り組み、課題等についての変更点でございます。赤字で記している通り、より意思決定支援について示す形として、加筆修正をしております。続いて変更点⑥に移ります。こちら活動指標の一つである各種制度の利用促進についての記載の内容となります。ここでは、権利擁護支援に携わる支援者が成年後見制度をはじめとした、各種制度をご本人の状況に応じて、利用の検討などできるように、前回の委員会でもご意見があったかと思いますが、少しでも権利擁護支援を円滑に行えるように、例えば相談フロー図ですとか、権利擁護支援向けの相談ツールを行き届ける等の効果的な周知を組み合わせることで、各種制度の利用促進を図るものとして示しております。なお、数値の修正につきましては、実現性を踏まえた観点により、こちらの赤字の通り修正をしております。続いて主な変更点⑦に移ります。こちらは講座、研修の実施についての課題を加筆修正しております。こちら前回の委員会におきましてもご意見があったかと思いますが、病状の重さやその進行具合等によりましては、いざ制度の利用が必要と見込まれた時には、なかなか、その時ご本人の意思決定が非常に困難になってしまうことが、やはり意思決定をしたくても、なかなかしづらい状況もありうることも踏まえまして、様々なステージに対応できる周知についても視野に入れております。続いて主な変更点⑧に移ります。ここからは、本計画の

目標施策に関する変更点の説明となります。それぞれ変更後のレイアウトのように目標と施策を少しでも見やすくなるような形に修正をしております。変更内容は、この赤字の記載の通りとなりますが、目標1の中にある本人の意思決定に寄り添った運用に新たな追記したものにつきましては、この後、出てくる、もともと別の章に記載されていた内容をより適切な形で構成するために、こちらに移している内容となります。では主な変更点⑨に移ります。こちらの目標は、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、さらなる強化を図るという中にある担い手確保の推進に言及したものです。多くの担い手の確保を今後目標とすることから、より広義な意味での担い手となりうることを示すために、赤字の通り加筆修正をしているものでございます。では、最後に主な変更点⑩に移ります。こちらは本計画の施策に関する変更点の説明です。第二期計画の取り組みとして、第一期計画で得られた成果を強化することが一つ大きなテーマとなっていること。また、こちらも前回の委員会でいただきましたご意見等を反映させている形としております。施策2の権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化という形に、変更をしております。また、内容の整合性を図るため、施策2の(3)成年後見制度利用促進業務③成年後見制度を利用できる環境の整備にもともと記載されていた市長申し立て利用支援事業などのことは、先ほどの変更点⑧に再編成してございまして、そこに環境の整備に関連した内容として利用支援会議の実施、市長申し立てケースについては、円滑に進めるための取り組みなど、記載をしております。主な変更点については、以上となります。本日さらに皆様からご意見をいただき、本計画策定に向けて仕上げて参りたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

○椎名委員長

《協議事項 質疑応答》

ありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見、あるいはご質問等ありましたらお願いいたします。では、塚本委員お願いいたします。

○塚本委員

若干質問したいと思いますが、精神障害者数がこれを見ますと大体、認知症と

同じぐらいの数が、手帳所持者として掲載されているんですけども、今、全国でも取り組みが少しずつ始まっている、精神障害者も地域で安心して暮らせるような、そういう仕組みを作っていこうという取り組み、「にも包括」*というんですけれども、そういうのがまだ本格的に進んでない状況の中で、こういうありがたい話で成年後見制度の取り組みが進んでいて、私共も大変嬉しくて、出前講座も計画しているんですけども、まだまだよく知らないというか。これから、この制度の理解を進めていきたいなと思っているんですが。これに関連して精神障害者が地域で安心して暮らしていけるような、いわゆる高齢者の取り組みと似たようなものを作っていこうという動きはあるんですけども、つくば市の場合はどうなんですかね。そちらの取り組みの進捗状況も併せてご説明いただければと思います。

*「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略称

○椎名委員長

ありがとうございます。事務局、大丈夫ですか。計画自体の位置付けとしては高齢者福祉計画とか障害者プランの中にこっちも入っているので、併せて、ここよりは、障害者プランとかの方に記載がありますか。

○事務局（福田室長）

事務局の方から少しお伝えさせていただければと思います。今、椎名委員長がおっしゃった通りで、市の障害者に係る計画の中で、精神障害のある方々にも今まで高齢者の方の支援ということを包括的に支援しましょう。まず、まさにその地域包括支援センターっていう言葉自体は大分なじみのあるものになっておりますけども、地域包括的な支援をしましょうというものを、精神障害者の方への支援が、なかなか途切れ途切れというか、かつ、部分部分のみの支援が行われてきたものを連続して一体的に地域で包括的に支援しましょう、というコンセプトのもとで、そのことに関する話し合いであるところを地域でより進めていっていただきたいということで障害者計画の中にも目標が掲げられておりまして、我々の部署は、まさにその相談の対応、地域の中でお困りの方に対しての、それこそ課題1個だけを解決するじゃなくて、その方の生活全体を見てどうするか。何が必要かっていうことでつなげていくような作業をしているところでありますが、

そういった取り組みを広げていって、少なくとも協議をするということが、まず求められておりますので、そこに関しては計画の中では協議をしながら、一つの部署だけでは、もちろんその包括的な支援というところではできないところですので、現在でも、庁内で様々な連携という形で支援は行っているところでございますけども、ここは引き続き積極的に連携という形を強めていくことで、包括的な支援を行っているという体制を皆様の方にも示していけるといいかなと思っております。お答えになっているかどうかちょっと、こんなところでよろしかったでしょうか。

○椎名委員長

塚本委員、いかがですか。大丈夫ですか。その他、委員の皆様いかがでしょうか。では、山下委員お願いします。

○山下委員

ケアマネの代表で参加しています。計画の中に意思決定支援という文言が何度も出てくるようになって、注目していただけたということが、文章を作る上で盛り込むことがすごく難しいと感じていたのが、本当にありがとうございました。ただ、意思決定支援ということに関しては、まだまだ研修が浸透していない中で、こちらが説明して、利用者さんが納得したことが共通で言葉として理解できない人の時に、噛み砕いて納得しましたと言っても、それを意思決定と捉えずに、誘導と取られてしまうということが、ケアマネの中でも起こっていて「意思決定支援って、じゃあ何ですか」ということがまだまだ統一されていない。自分も調べたのですが、日本意思決定支援ネットワークという一般社団法人で、代表理事は筑波大学の名川先生がやられている。せっかく地元でそういう事業をやれる方がいらっしゃるので、もし良ければ研修の中に遺言とか、後見制度、そういったものを入れていただくのもいいんですが、共通に支援する側、それから相談する側が意思決定支援とはどういうことなのかという理解を持った方が、よりスムーズだと思うので、ぜひ研修の中に盛り込んでほしいと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。つくば成年後見センターの河原井でございます。ご指摘の意思決定支援の取り組みを二期計画の後見人の支援とか、ネットワーク化する部分での盛り込みといったところのご指摘だと思います。今のところ成年後見センターの一期計画としましては、制度の周知啓発に力を入れていろいろな講座を開発させていただきました。二期計画が成立した暁には、その趣旨に従いまして、まずは、そのネットワーク化の強化、それから支援者向けの研修会・勉強会等の開催等のコンテンツの開発にも傾注していきたいと考えています。委員のおっしゃる意思決定支援、まだまだ支援者側の中でも様々な物差しがございますので、支援者側の現場とどういったものが適切なのかを含めまして開催に持っていければと思っております。ご指導よろしく願いいたします。

○椎名委員長

もしよろしければ、どこかに意思決定支援をもう少し説明するような部分を追加してもいいのかなと思いますが、15 ページの参考情報のところ、ページ数を増やしたりできるんですかね。もし可能であれば用語の説明、大事な概念ではあるので、共通理解を進めていくためにも項目を追加していただくと先に繋げやすいと思います。

○事務局（片桐主任）

ありがとうございます。今回の計画にあたっては、特に大事なところをより皆さんに伝わりやすくというところを念頭に置いておりますので、15 ページの用語説明のところにか収められるように調整して参りたいと思います。

○椎名委員長

もしくは、余白のページもあるようなので、一般的な書籍にあるようなコラムみたいな形で載せる使い方もあると思います。あとは他の高齢と障害の方のそれぞれの計画のところページがあるなら、参照で飛んでいく形もあるかと思うのでお願いいたします。その他、いかがでしょうか。ここはどうなんだとか、こういう点を盛り込んで欲しいとか、ご意見ありましたら。これからの素案がまとまる形ですので、まだ入れる余地はあるところですので。15 ページの用語説

明のところの成年後見制度の解説の内容ですが、ここは他のどこかから引っ張ってきたんでしょうか。

○事務局（片桐主任）

こちらの参考情報につきましては 16 ページの最後にあるのですが、厚生労働省のホームページなど参照しながら記載しているものになります。

○椎名委員長

そうすると、多少こちらでいじったりしても問題ないわけですよ。成年後見制度の説明のところ、代理人が、と記載があるのが、やっぱりちょっと古臭い気がするんですよ。冒頭でいきなり代理って、代わりにやってあげますみたいなところが出てきてしまうので、代理人という表記にはせずに普通に支援者が、とかいう方が意思決定や伴走型支援に要素として少し近づけていけると思うんですよ。勝手に代理をしてしまうって、あまり良いことではないと思うので、検討していただければと思います。同じような形で 16 ページの法定後見制度の同意権の解説のところ、成年後見人等の同意が必要な行為で同意権、その通りの解説でいいんですけど、これも何か同意が必要って、上から目線の表現のような気がするので、ここは変えるのが難しい気がします。何か一緒に決めるみたいな感じのニュアンスを少し付け足せるといいのではという気がしました。それから、保佐のところ、民法の 13 条 1 項所定の行為だけだと分かりにくいと思うので、少しだけ例示で九つのうちのいくつか書けるといいと思っていますので、ご検討をお願いします。その他、皆様いかがでしょうか。追加で、10 ページの下に厚生労働省のサイトから図が引っ張られています。これはいま会議資料なので図が荒い、解像度が低いような感じで入っていますが、本体はもっとクリアにいきますよね。はい、それだけです。気に掛かる点等ありましたらお願いいたします。では、萩原委員お願いいたします。

○萩原委員

計画の話とずれるかもしれませんが、河原井さんから、第一期は周知を進めていくということで、第二期でまた違う形でということでしたけれども、先ほどの意思決定の時に誘導されてしまうイメージを持つことがあるようですが、研修で

周知していくような活動をしている中で、分かりにくくて、なかなか理解してもらえないとか、説明を繰り返しても誤解されているような、そういう箇所というのは何かアンケートを取るとか、集計で分かっているんでしょうか。例えば、こういうところは一般の人はずごく理解しにくいとか、ある程度、基礎知識がある人や、普段からそういうのに関わってる人にとっては当たり前のような説明が分からなくて、この制度自体の利用の敷居を上げているとか。もしそういう部分があったら、この次の計画の時に本計画の第2節の目標1、ここの9ページのところに丁寧に説明していくとか、利用を促進していくためのものを変えていけるんじゃないかなと思います。あとは広報業務に何かそういうのがあるのか疑問に思いました。また、そういうのがあるのなら、この次の計画から使っていけばいいと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。河原井さん、いかがでしょうか。何か対応していて、よくここは聞かれるとか、繰り返し説明しているとか何かありますか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。委員のご質問の中の趣旨とずれるかもしれないですけども、成年後見センターで支援活動させていただいてる中で多いのは、当事者と、それに寄り添っていらっしゃる支援者の方の考え方のずれ等をどう補正していくのか。また、その支援者の思いが強いがゆえに、この事例について、全体をどうコントロールしていくのか。それは誰がやるのか。そうしたところで現場では戸惑いというか、物差しが必要だと思います。今のところ、支援チームを形成しながら様々なアドバイスをいただきながら、みんなで協議していこうというのが、この意思決定支援の現場で行われてることなんですが、なかなかチームを作ってやっていきますと、時間がかかることになってきまして、支援のタイミングに間に合わないんじゃないかという事例もあります。そうしたところも研究していきながらになりますので、少しお時間を頂戴して研究させていただければというのが率直な思いであります。意思決定支援を行う際に、どういったところに注意するのかは、国の基本計画及び国からの帳票等の配布がなされておりますので、そうしたものも活用しながら、ご本人の成育歴、生活歴をもとに、おそら

く、この場面ではこう判断するだろうといったことを推測していく作業が、意思決定支援では大事になるので、そうしたことにも繋げていきたいと思います。それらを現場と一体的にやっていくとなると、かなりシステムを作っていく必要があるかと思います。例えば、支援者の連絡会にお邪魔させていただいて、考え方を擦り合わせていく作業を細かくやらせていただければと考えております。計画に帳票の部分を盛り込むかどうかについては、またご相談をさせていただければと考えていますが、お答えになっていましたでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○椎名委員長

何か、ありますか。

○江藤委員

江藤です。よろしくお願いします。今、意思決定支援が非常に話題になっておりますが、うちには92歳の認知症のおばあちゃんがいて、彼女の意思決定は何を言っても私の言うことは嫌だし、姉が言うことはいい。そういうような感じで、意思決定を現在しています。例えば、うちの息子は重度身体障害と知的障害を持っています。彼は幸いコミュニケーションもとれるし、それなりの意思決定ができるようになっていきます。さあ、この人たちに意思決定をどう支援するんだと言われたら、もう、正直言って私には分かりません。息子は病気になった時からずっと、毎日毎日この子の意思決定をさせるんだというつもりで教育をしてきました。なので、今現在、何とかなってます。興味のある方、本にまとめてありますので、今度、持ってきます。意思決定支援と簡単に言いますが、ご本人の中で意思決定ができるかできないか。聞いた時にどういう意思を持っているか。翌日聞いたらまた変わっていたりする。そういうようなこともあるんだということを念頭に置いておかないと、明確な意思決定支援というのはすごく難しい。誘導じゃないかと言われてしまうのはすごくよく分かるんです。これはできないでしょう、こういうふうにするのは無理だよねとつい言っちゃいますよ。だって、できないんだもん。それを誘導と言われたら、周りの支援者はやっていけないです。ご本人のやりたいようにだけやらせるのであれば支援できなくなってしまいます。そういったようなことも考えていかないと支援する人が潰れてしまう。とん

でもない制度になってしまうので、ある程度曖昧にぼかしておいたほうがいいのではないかなと思います。この計画に載る部分ではないので言おうかどうしようか、すごく悩んでいたのですが、自分の家の中だけでもこれだけ悩みます。意思決定支援。皆さん、それなりに利用者さんを抱えていらっしゃる方達とか、そういうところの教育現場に立ち会っていらっしゃる方達にしてみれば、そんなの当たり前と言うかもしれないけれども、その中で意思決定支援をするということの大変さを考えていただきたい。簡単に意思決定支援と一言で済ませちゃいけない。すごく難しいことなんです。人間の意思なんて、「今日、私、何食べたいわ」「明日は何よ」と。明日になったら、明日は何がまた変わるんですよ。それぐらい簡単に変わる。本当に支援者さん達は大変なんです。その辺りを盛り込むのは多分無理だと思います。余りにも難しいことなので、その辺りをサポートできる体制がどこかにできてきたらといいかなと思います。すいません。計画に全然関係ないことになってしまうことなので、言わなくても良かったのですが。

○椎名委員長

ありがとうございます。関係がないというか、盛り込むとするなら、9ページの目標1(1)本人の意思決定に寄り添った運用の二つ目のところに「可能な限り利用者の意思を丁寧に理解し」というところの表現が、「理解し」を、理解が難しいなど。変わるところもあると思うので、「確認する」とか「気が変わってもそれは普通に構わないので「継続的に」とか、「何回も」とか、そんなところを少し足すだけでも反映できるかと思います。1回決めたら初志貫徹主義みたいな話では決してないので、繰り返しとか、正しく理解できているわけでもないぞとか。私は自分の理解が間違っているかもしれないから、もう一度聞いてみようとか。そう言ったところをみんなが少しずつできるようになっていってほしいというようなことを文言に込められるといいと思います。自分の意思だって、どうかというところがあるので。なかなか計画の中には、盛り込みにくいとは思いますが、三年間ですので、その先の第三期計画に盛り込むといった観点もあると思います。あとでスケジュールの話が出てきますが、素案という形でまとまってパブリックコメントをいただくことになると思います。パブリックコメントの前に意見を言える場ですので、もし何かありましたらお願いします。

それでは、次の話題に行かせてください。はい。また後で時間ありましたら、

戻りたいと思いますので、(2)の意見交換、各関係機関における成年後見制度の現況について、大脇委員の方からの事例の形でお伝えいただけることがあるということですのでお願いいたします。

○大脇委員

《協議事項(2)意見交換 各関係機関・団体における成年後見制度に関する現況について》

2、3事例の話をしていただきます。毎月1回、介護者の集いをひたち野牛久のリフレで認知症の家族会の集いを行っているんですけども、その中で5、6年前までは「老老介護です」と言っていた方が、今現在は「認認介護です」という話に変わっています。介護の内容は、レビー小体型認知症の奥様を介護されていたけれども、最近自分も物忘れや食事の用意が辛くなってきたので検査した結果、自分も軽度の認知症だったという話を、この集いで堂々と宣言された。自分自身も今しんどいので、奥様をショートステイに行っていたらいいんじゃないかということで、夫婦仲もすごくいいみたいなんですよね。介護なさっていた自分自身が、このまま継続して家のこともして妻のことも見ていけないかもしれない。子供達には心配かけたくない、世話になりたくないの、成年後見人制度を利用することを考えなきゃいけないのかと。お金のやりくりを考えていくと不安だというお話もありました。8050問題で、この話題になった時に親はそんなに歳をとっていなかったのですが、今現在は深刻な状態で、母1人子1人で50代の男性で、父親の介護ともう看取ったんですが母親の介護のために仕事を辞めて、若いうちから介護経験してきたという男性なんです。その方もやはり歳を取ってきて入退院を繰り返すようになって、現在は母親をショートステイに入れている。ご自身が相当大病をなさったと思います、入退院繰り返しているという点で。これから自分が先に逝ってしまったら母はどうしたらいいのかと。成年後見制度とはどのような制度なのかを勉強して利用を考えたいと。私は牛久市在住ですが、近所の方でひきこもりの息子さんが1人いらっしゃいまして、大分前に相談をいただきましたが、自分達も高齢で病気がちになって、先ほどと同じで入退院を繰り返している中で、息子の将来を考えたときに、果たして、この成年後見制度に登録した方がいいのかどうか。母親が元気なうちに、ちょっと勉強してみたいと地域包括の方に相談したらいいんですよね。そうしたら、実際まだ利用

するわけじゃないけれども勉強してみたいということで、これぐらい厚い書類を渡されて、運転がまだできるので出向き先もたくさんあるようだし、手続きもすごく複雑で大変なのよという話を聞きました。それで、つくば市はどのような体制で複雑な手続きの支援していただけるのかということをお聞きしたいと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。では事務局、お願いします。

○事務局（飯田係長）

ご意見ありがとうございます。まず、地域包括支援課の方からお答えをさせていただきたいと思います。こちらの窓口とかですね、市内に市のほうから各圏域の地区に委託している地域包括支援センターが6ヶ所ございまして、身近な相談の窓口、地域の窓口の方でも先ほど大脇委員がおっしゃった成年後見制度の手続きの方法ですとか書類の書き方も、ある程度のアドバイスというところで、できる限り対応させていただいております。ただ、やはり裁判所に書類を提出するとか大変な労力が必要だと思うんですね。あとは東京法務局に登録していないことの証明書や、あらゆる証明書を取り寄せる等、その手段もなかなか分からないということで、ご家族等が苦慮されているという方々がいらっしゃいます。地域包括支援センターでもそういった相談に応じているような現状ですが、ただ、それ以上の詳しいことになると、地域包括支援センターの職員だけでは、なかなか細部までの支援が難しい場合もありますので、その状況に応じまして社会福祉協議会、先ほどから出ております成年後見センターと連携しながら、なるべくスムーズに手続きがとれるような対応をしているところでございます。

○椎名委員長

成年後見センターの方からも、お話をお聞きしてもよろしいですか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。成年後見センター河原井でございます。今お話をいただいた事例は、どれを取っても単純なものはないんだろうというふうに思

います。しかも、その事例ごとに歴史があるものですし、地域性もあるでしょうし、まずはその事例を丁寧に聞いて、紐解いて権利擁護につなげていくことが成年後見制度利用の趣旨だろうと思っております。ですので、地域包括支援センターが身近な相談支援センターだとすれば、そうしたところとの連携が成年後見センターとしても大事だと改めて認識しているところです。例えば、書類の書き方や権利擁護が必要な事例になった場合には、成年後見センターにご相談いただいて、こういう書類を用意しましょうとかいろいろなご案内ができるんですね。ただ、もしお知り合いの方でご相談があったということであれば、我々からお伝えしたいのは、1から10までの書類を揃えるのに傾注して時間を費やすよりも、途中でいいので、なるべく早く制度にアクセスしていただきたいということをご案内したいと思います。これは、水戸家庭裁判所土浦支部の書記官室からも言われていることですが、少しでも早く権利侵害の危険のある状態を解消するのがこの制度の目的なので、途中でいいですから申し立ててくださいという形をご案内されています。我々としても速やかな申し立てに繋がるように、例えば三親等・四親等の家族、親族を調査しなければならないと書かれていますが、できるところまでいいのでやっていただくという、実務に近い形でご案内をしようと思っております。お答えになっているかどうか分からないですが、事例によって速やかに対応できるようお手伝いをさせていただければと思います。

○椎名委員長

大脇委員、よろしいですか。体制整備を考えていくといろいろできると思いますが、成年後見センターさんの方から出向いて勉強会を行うというのは、大丈夫ですか。出向いてサポートして頂くとか。

○事務局（飯田係長）

出前講座に関しましては、市の成年後見制度の出前講座がございますので、制度の概要的なところは、出前講座の方で説明させていただくという形でお役立ていただけるかと思っております。

○椎名委員長

ちょっと突っ込んだ内容は、成年後見センターさんですか。その中でどんどん

と整理をしていくことになるかと思いますが。

○事務局（飯田係長）

その辺りの役割分担は、成年後見センターと今後の方向性を検討しながら、対応したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○江藤委員

ここで言っても仕方がないことなんです、手続きがともかく複雑で面倒くさくて、説明を聞いてもメリットを感じられにくいところがあるんですよ。特に、概要の出前講座なんて何度聞いたことか。何度聞いても「それをしたら何がいいの？」というくらい概要の説明は本当にざっくりなんです。多くのお母さん達に相談されますが、成年後見をつけていいことは18歳を過ぎた子供がうっかり騙されて変な契約書にサインさせられた時に取り消すことができるんだよと。そういう言い方をすると、お母さん達は必要だと思ってくれます。つまり、そういう身近な例がない概要の説明は、全然意味をなさないんです。皆さんがすごく一生懸命やったださっているのは分かっていますが。こういう事あります、こういう制度があります、と制度だけ並べても普通の人は自分の身に落ちてこないです。そういったことも含めて制度説明をしていただけるとすごく助かると思います。私、実は薬剤師なんです。皆さんご存知のお薬手帳ですが、最初全然広がらなかったんですね。なぜかというとお薬手帳を持っていると薬剤指導料が余分に160円かかったんです。1ヶ月に。誰も持ちませんよね。自分の薬ぐらい自分で把握していればいい。お金を払う必要がないですよ。でも、ある時、突然厚労省が何を思ったか、お薬手帳を持っていたら薬剤指導料が安くなりますよと切り換えたんです。それで爆発的に広がりました。成年後見制度も報酬でいくら取られます、ではなく、やっておくとこれだけお得です、となれば爆発的に広がります。これはここで言っても仕方がないことなのは分かっていますが、お母さん達にしたら、自分達が持っている僅かなお金を、子供達がこの先暮らしていくために大事に使って欲しいお金を、誰かに報酬として払うのはすごく嫌なんです。そのために助かると分かっている、月2万円取られますよと言われてたら、すごく嫌なんです。広がりません。そういったところを国に働きかけてください。どうしても広げたいんだったらタダにして。もしくは、お得になるようにしてと。

少なくともここにお金を払っている限り、無尽蔵にお金を持っていない人達、もしくはお金払ってでもいいからこの子を、この人を何とかしてという状態にならない限り、使わないです。そういうようなことを頭に置いておいていただけると。月いくらですよと書かれていて、そんな金出せるかよ。子供達は私達が死んだら年金しか収入ないのよ。そういう人達にとってはむちゃくちゃ高いです、月2万は。月5,000円だって嫌です。1ヶ月に一級が7、8万ぐらいですかね。二級で動ける人たちは、うっかり名前書いてしまうような人達は二級ですよ。二級の人で6万ちょっとですよ、月当たり。そこから、2万円払うんですよ。嫌じゃないですか。これは、ここで言ってもしょうがないことは嫌というほど分かっています、本当に推進したいのであれば、タダにするように国に言ってください。市民後見の報酬が安いのも市民後見が増えませんか。後見人の仕事は大変ですから。何人もの人に話を聞きました。後見人をやっていて突然呼ばれるとか、何度も行かなきゃいけないとか、すぐ電話が掛かってくるとか、話を聞くと本当に大変だな、この人よくやっているなと思うんですが、やってもらわなきゃ困るので、本当に助かるわと褒め称えています。でも、そんな言葉ではお腹膨れないんですよ。だから、やっぱりやりがいで搾取しちゃいけない。本当に推進するんだったら公費を突っ込むしかないと思います。ごめんなさい。これは市の皆さんに言ってもどうにもならないことは分かっています。ぜひ国への働きかけをよろしく願います。そのうち、議員さんにも話しておきます。

○椎名委員長

ありがとうございます。特に、冒頭の方は説明の時に、実際に市内であった例とか携帯何台も契約しちゃってとか、いろんな話が手持ちであると思うので、そのところをうまく使って導入の部分からやっていく。型にはまった説明ではなく、つくば市ならではというところをうまく作れるようになっていくといいと思います。消費者被害の防止でも、スマホアプリを作るとか。ゲームのように、これをやったらどうなったというふうに、いろいろな自治体がやっているのを参考にしながら作ってみるといことも先々の課題にはなると思います。

○事務局（飯田係長）

ご意見ありがとうございます。出前講座につきましては、江藤委員からのご

意見はとても貴重で、現実的な事例を基に、成年後見制度の活用を促進できるような、概要だけではなくて、そういった内容も検討して参りたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

○椎名委員長

その他、資料1の素案等も含めて、何かご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○大脇委員

今、ちょうど市民後見人について触れられたんですけれども、どの資料だったか、つくば市は市民後見人22人いらして、そのうち18人が参加同意というか協力できますよということで、現在いますということですが、この市民後見人の方達のお仕事、実際受ける窓口でどういう対応やどういう活躍をなさっているのかを知りたいです。

○椎名委員長

はい。では事務局お願いします。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

ご質問ありがとうございます。市民後見人養成講座第1期が令和元年度に終了いたしました。22名の方が受講されました。修了者も同様でございます。今、現在18名の方が社会福祉協議会の実施する後見活動の支援員としてご登録いただいておりますとともに、日常生活自立支援事業という茨城県社会福祉協議会の主催してのものです。その権利擁護活動の支援員としても併せて協力をいただいている方もいらっしゃいます。基本的に市民後見人養成講座第1期のコンセプトとしましては、市民後見人を単独で受任するという方々よりも、社会福祉協議会の推進する法人後見をお手伝いいただく方がハードルも低いだろうし、参加もしやすいだろうというような方針のもとに養成をさせていただきました。今現在ご活躍いただいている皆様は見守り活動、それからご本人の小遣いいくら持ってきてくださいですか、そういう実務について従事をいただいていることになっております。基本的に財産管理、そのプランニングについては社会福祉協議会の方で把

握しておりまして実施しております。「何月何日にこの方の支援よろしくお願ひします」という形で当番が決まっています、Aさんの当番は誰々さんという形でマッチングをさせていただいています。事前に調整した上で「何月何日銀行に寄らせていただいでご本人の通帳からおいくら下して、ご本人のところにお届けしましょう」という形で、常陽銀行さんにもいろいろとお世話になっておりましてありがとうございます。そういう活動をやっていただいで最後、法人の方に戻って来ていただいでご報告いただく。ご本人はどういう状態だったのか、何に困ったのか、特に困っていないのか等のヒアリングをさせていただいて一日が終わっていくというような活動となります。以上でございます。

○椎名委員長

はい。ということですね。第一期計画が終わって第二期計画にいていますね。量的な部分では一定程度進んできている。その部分をさらに進めようというところと、質の部分で少し高めていこうというのが二期計画かと思うんですが、成年後見の普及したような社会のイメージみたいなものも描いていたりしないと普及は遅々として進まないかもしれませんね。社会福祉士もやって受任しても報酬がない案件がいっぱい来て、専門職のプロボラというタダ働きみたいな自分の有給を使ってやっているという受任者も結構たくさんいるので、公費が先ほどの話でどのくらい出せるようになってくるといいと思います。市民後見人さんも、どのような形で関わっていてももらえるか。対処療法的にやっているところが多いので、まだ日本全般の課題かなということになりますね。養成はしたのはいいいんだけどというところがきていますので、歩みを止めずに進めていくことになると思います。その他、素案に関してはどうでしょう。では山下委員、お願いします。

○山下委員

今年度の計画に盛り込むということではなく、先ほど江藤さんから出たように手続きの部分ですごく煩雑だし、時間も取られるし、身内であれば、取りやすい書類もあるでしょうけれども、私達みたいなケアマネがそこを被らざるを得ない現状があって、委任状を貰ったり、法的にどうかなというグレーゾーンもあるので、できれば、最新の日本介護支援専門員協会の方でマイナンバーカードに関

して行政書士への業務委託というのが出てきたようなので、ぜひつくば市オリジナルということで司法書士さんや専門職で代行の手続きができるようなシステムを作っていたらすごく助かると思いました。

○椎名委員長

ありがとうございます。ご意見ということで。では、江藤委員お願いします。

○江藤委員

報酬が高いので、この先どれだけいるか分からないけども、入ってくる当てはそんなにないぞというような人たちにとっては、10万、20万の謝礼金はとて大きいので、もしそういうのであれば報酬というよりは、その支払額が抑えられるような形があったらいいかなと思います。お金の話ばかりしてすみませんが、とても困っている方がいっぱいいますので。

4 その他

○椎名委員長

はい、ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特にないようですので、次第のその他の方に移っていきたいと思います。今後のスケジュールパブリックコメントも含めてありますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（福田室長）

先にスケジュールの確認をさせていただければと思います。参考資料2にもお示ししているところがございますが、予定として今年度、成年後見制度利用促進基本計画に関する時間的な流れとその他関連計画です。つくば市障害者プラン、高齢者福祉計画共に、どんな流れでいくのかというところでお示ししているものになっております。本日の会議は表の中程の左側にあるところで、第2回運営委員会が本日の会議の場ということになっておりまして、今月高齢者計画につきましても、5回目の会議を行っている。そのことについて同時進行でいろんな計画が進んでいるという状況をご覧いただければと思っております。この先でございますが、12月を目途でいわゆるパブリックコメントをかけていくような手続き

を進める予定でありまして、現在12月8日から年明けて1月9日までの頃の期間の予定です。見込みでございますが、その他の計画の進めか進み具合にも寄りますが、前回の委員会の中でもご意見いただいたパブリックコメントの期間が決まりましたら、お知らせいただきたいというご意見があったと思いますので、期間が決まったところで素案を提出できるこちらの方でも、本日はたくさんの貴重なご意見を頂戴しておりますので、修正加筆等をさせていただく部分も含めて素案としてまとまったところでパブリックコメントをかけていくというところに関しましては、期間が決まりましたらまた委員の皆様の方に、期間が短ければもしくはメール等でお手元にお知らせをさせていただければと思っております。そのあと年を明けておそらくなるというところですが、1月頃でその後一般の皆様からのからのご意見も頂戴したところで、この経過に関してもいただいたご意見等で修正等が必要なものがあれば、加えたもので最終こんな形でと計画が素案として固まった段階でご報告させていただく機会を持つという予定になっております。年度内までには冊子の形で取りまとめていくスケジュールとなっております。

○椎名委員長

ありがとうございました。今後のスケジュールの説明につきまして、ご意見ご質問等のある方いらっしゃいますでしょうか。それでは特にないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項は終了といたします。その他、委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。特にないようですので、議事進行の方はこれで終了させていただきます。慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

5 閉会

○事務局（飯田係長）

椎名委員長、ありがとうございました。本日は限られた時間でありましたが、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。以上で、令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会いたします。委員の皆様のご協力、感謝申し上げます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。ありがとうございました。

配布資料一覧

(令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① 令和5年第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ③ 資料1 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 素案(第2版)
- ④ 資料2 主な変更点
- ⑤ 参考資料1 令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 会議録
- ⑥ 参考資料2 第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール(予定)
- ⑦ 参考資料3 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱

以上

令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和5年10月5日（木）14時00分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 201会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の素案について
- (2) 意見交換（各関係機関・団体における成年後見制度に関する現況について）

4 その他

5 閉 会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和5年(2023年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

No	氏名	役職等(職種)	所属団体(勤務先等)
1	椎名 清和	准教授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部(学園の森法律事務所)
3	小川 直宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部 (つくば公園通り司法書士事務所)
4	武石 佳宏	支店長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院長	つくば市医師会(医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇 富士子	役員 (世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代表	NPO法人 アSEMBL
8	塚本 武志	会長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代表 (相談支援専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会(社会福祉法人 筑峯学園)
10	山下 広見	主任介護支援専門員	つくばケアマネージャー連絡会(居宅プランセンター 煌)
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区会長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副会長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

(敬称略)

第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 素案（第2版）

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度から令和5年度までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第一期計画」という）」を策定しました。

第一期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたことなど、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第一期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会と協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

<参考> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 本市の現状

現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度の数値と比較して年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度等による権利擁護支援の重要性がますます高まると予想されます。障害者プランと高齢者福祉計画それぞれ実施した成年後見制度の認知度に関する市民のアンケート調査の結果から、障害者プランにおいては、すべての回答者種別で「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」が合わせて50%を超えている一方、「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」がいずれの回答者種別でも20%を超えています。高齢者福祉計画においては、「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」を合わせた数値が要支援・要介護認定者を除いた回答者種別においては65%を超えています。「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」はいずれの回答者種別で20%を下回っています。

障害者と高齢者を取り巻く状況やそれぞれが持つニーズ等を踏まえながら、成年後見制度の利用が必要となる場合に備えるとともに、制度の趣旨を理解したうえで円滑な利用手続きを進めていけるように、引き続き、効果的な周知啓発活動等の取り組みが必要です。

① 精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障害	3,212 人	3,702 人	4,096 人	4,661 人	4,943 人	5,417 人
知的障害	1,194 人	1,231 人	1,293 人	1,333 人	1,392 人	1,464 人

※参照：総論 第 2 章第 1 節「障害者手帳等所持者の推移」
 ※各年度 4 月 1 日時点
 ※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
高齢化率	19.17%	19.22%	19.39%	19.36%	19.19%	19.21%
高齢者人口	44,647 人	45,512 人	46,613 人	47,532 人	48,302 人	48,460 人
認知症高齢者	4,418 人	4,491 人	4,557 人	4,505 人	4,628 人	4,611 人

※参照：第九期高齢者福祉計画 第 2 章「高齢者を取り巻く現状と課題」
 ※各年度 9 月 30 日時点（暫定的に令和 5 年度のみ 4 月 1 日時点）
 ※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa 以上

③ 成年後見制度の認知度について

障害・疾患別／回答項目	内容等をよく知っている	詳しくは分らないが、概要は知っている	名前を聞いたことがある程度	名前を聞いたことはないし、内容も知らない	無回答
①知的障害(n=192)	10.9%	39.1%	24.0%	22.4%	3.6%
②精神障害(n=180)	7.2%	27.8%	33.3%	27.8%	3.9%
③発達障害(n=97)	12.4%	34.0%	29.9%	20.6%	3.1%
④高次脳機能障害(n=29)	13.8%	34.5%	20.7%	20.7%	10.3%
⑤一般高齢者(n=1,488)	8.1%	34.9%	33.1%	16.9%	6.9%
⑥要支援・要介護認定者(n=578)	6.6%	24.9%	22.0%	10.4%	36.2%
⑦若年者(n=655)	8.5%	38.5%	33.1%	18.5%	1.4%

※参照 (①～④)：総論 第 2 章第 5 節「権利擁護について（認知度）」
 ※参照：第 9 期高齢者福祉計画 第 2 章「高齢者を取り巻く現状と課題」

4 第一期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第一期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第一期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度から令和8年度までの目標値を設定します。

(1) 利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援に繋げるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービスなど、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 ・障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 ・本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動の実施 ・ケアマネージャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

(2) 各種制度の利用促進について

概要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールを配備等して各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	— (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	— (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見 142 人、保佐 31 人、補助 6 人、任意後見 2 人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

※2 内訳：後見 136 人、保佐 30 人、補助 6 人、任意後見 1 人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

(3) 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加アンケートにより集計

(4) 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催（支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
4 (5)	2 (7)	— (10)	(11)	(12)	(13)

(5) 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえた第2期養成講座を企画

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
19 (30)	79 (40)	— (50)	(60)	(70)	(80)

(6) チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みの構築
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意志が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面の把握について共有できる取組を周知

【活動指標】

参加回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
13 (12)	4 (18)	— (24)	(26)	(28)	(30)

第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策

1 本計画の目標

目標1	本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。
------------	---------------------------------------

(1) 本人の意思決定に寄り添った運用

- ・ 認知症高齢者や障害者等、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるように、意思決定支援の考え方にに基づき財産管理や身上保護を行います。
- ・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を丁寧に理解し、個別の状況に応じた相談対応を行います。
- ・ 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用と後見人等への報酬助成）や必要に応じて市長申立等を実施し、適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。

(2) 保佐、補助の利用促進

- ・ 本人の特性に合わせて細やかなサポートを行うために、利用者の意思決定能力やニーズ等を精査し、利用者の自発的な意思が尊重され安心して利用できるように、保佐・補助の利用を促進します。
- ・ 症状が進行する認知症の高齢者等については、その時々々の意思決定能力に応じて後見・保佐・補助の各類型間の移行を適切に行えるように、心身の状況等に合わせた見守りや権利擁護の支援を強化します。

(3) 任意後見制度の利用促進

- ・ 法定後見制度以外の選択肢として検討しやすくするため、制度内容や手続き方法をわかりやすく周知し、利用に関する疑問や不安に対応する相談窓口を強化します。
- ・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、「あんしん生活支援サービス」等、利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援サービスについて周知活動・相談対応等を強化します。

目標2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。
------------	---

(1) 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり

- ・ 利用者の日常生活に携わる様々な機関が関与することで、権利擁護支援が必要な人々を発見し、利用者の意思決定に寄り添った適切な支援につなげられる体制として、地域連携ネットワークの充実等の強化を図ります。

(2) 担い手の確保の推進

- ・ 利用者の個別の状況に応じて後見人等が適切に選任されるように、多様な後見等業務の担い手が必要となります。社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、また、専門職団体が抱える課題等を地域連携ネットワークにおいて共有し、専門職による後見等が必要な場合に円滑に選任される仕組みを整備します。
- ・ 市民後見人や親族後見人等が安心して後見業務を行える体制を整備し、専門職以外の多様な担い手を確保し、地域連携ネットワークに参加できる体制を目指します。

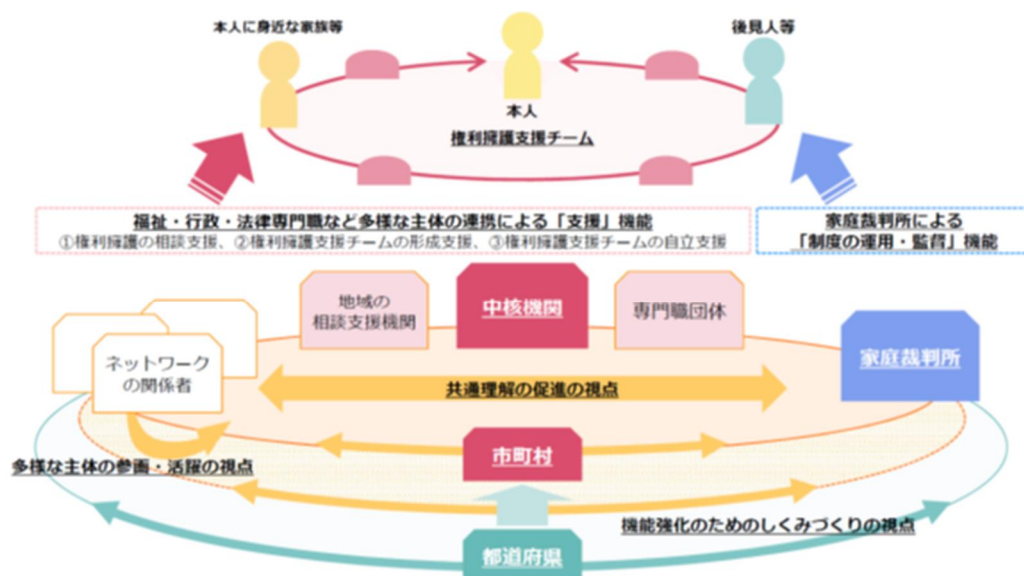
(3) 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

- ・ 市民が自分や家族の権利を守る方法を知ることによって安心できるように、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口が広く行き渡るように、情報をわかりやすく発信します。
- ・ 効果的な権利擁護の支援が行えるように、地域連携ネットワークの関係者にも権利擁護支援に関する相談窓口を周知できるように積極的に発信します。

2 本計画の施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることによって、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。



※出典 厚生労働省ウェブサイト「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 権利擁護の相談支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関が本人や関係者からの相談を受け、地域の実情に応じて中核機関や専門職と協力して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援につなぎます。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関と専門職等が協力して、権利擁護支援の方針検討と地域のニーズに合わせた成年後見制度の申立てや適切な後見人等候補者を調整し、本人を支える権利擁護支援チームを構築します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

地域の実情に合わせて各機関が役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた支援を適切に行えるようにサポートします。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組み

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組みを踏まえ、連携体制を強化します。本市では、成年後見制度の推進について協議する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を、個別ケースにおける制度の運用方針等について協議する「つくば市成年後見制度利用支援会議」をそれぞれ協議会と位置付けています。

① 本人を支える「権利擁護支援チーム」による対応

- ・ 成年後見制度の利用開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、利用開始後は後見人等が加わる「権利擁護支援チーム」を形成します。
- ・ 後見人等と各関係者が協力し、日常的に本人を見守り、可能な限り継続的に状況を把握できる体制を整備します。

② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

成年後見制度の利用促進に関する協議の場として、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等で構成される委員会を設置。本市の課題や解決策について協議しながら、関係機関との連携強化を目指しています。

③ つくば市成年後見制度利用支援会議（以下、「利用支援会議」という）

成年後見制度に関する専門相談や、個々のケースへの「権利擁護支援チーム」のサポート、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等からなる会議を実施。対象者が成年後見制度の開始前後に関わらず、制度の運用方針等を協議しています。

(3) 本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する関係機関との連携

本市において、地域連携ネットワークに参加する各関係機関等が地域の協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおいて相談対応や権利擁護支援チームの支援等を行う連携体制を強化するため、各関係機関等の取組と想定される役割等を適切に把握することが大切です。

① 福祉関係機関

関係機関例	茨城県社会福祉士会、社会福祉協議会、社会福祉法人など
連携が必要とされる場面	本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用について検討される時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの理念や技術等に基づいた本人の意思決定支援 ・成年後見制度の利用相談や関係機関の紹介 ・権利擁護チームの支援による日常的な見守りや後見の運用方針に関する専門的な助言 ・法人後見活動の更なる推進 ・法人後見等の実施、成年後見制度の普及啓発活動

② 法律関係機関

関係機関例	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部など
連携が必要とされる場面	後見制度に関連する複雑で困難な事案や財産管理が重要な事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等が発生した時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法的観点から後見制度の利用の必要性やニーズの精査、後見、保佐、補助の種類の該当に関する助言や指導等、ケース会議の参加 ・多額の財産の授受や遺産分割協議等、高度な法的対応が必要な事案への適切な後見人等や成年後見監督人等候補者を推薦 ・知識と理解不足から生じる不正事案の発生等を防止するため、親族後見人や市民後見人等への指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与 ・本人と後見人等との利害が対立した場合の調整と協議会等で専門的な助言

③ 金融関係機関

関係機関例	常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行、JAバンクなど
連携が必要とされる場面	銀行窓口等で、単独で手続きを行うことが困難な人に対して金融関係の手続きを円滑に行えるサポートが必要とされる時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の概要や手続き、利用のメリット等制度に関する情報をわかりやすい内容の積極的な情報提供、周知啓発 ・不正利用や詐欺等のリスクを最小限に抑えるための監督や不正行為の発見・通報体制を整備し、利用者の資産の安全性を確保 ・後見人等が利用しやすい専用口座や適切な金融プランニングのサポート等、成年後見制度の利用者に適した商品開発やサービスの提供

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としてのさらなる機能強化を図ります。

(1) 広報業務

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する各関係機関と、成年後見制度が本人の生活と権利を擁護する重要な手段であることを共有
- ・ 自ら支援を求めることが困難な人々を発見し、支援につなげることの重要性和制度の活用が有効なケース等を周知啓発
- ・ 各関係機関等と連携し、パンフレット作成・配布や入門的内容の研修会・専門職向けのセミナー企画等の広報活動の推進
- ・ 任意後見、保佐・補助類型の早期利用を視野に入れた周知活動

(2) 相談業務

- ・ 各関係機関等と協力し、成年後見制度の利用に関する相談対応の体制を構築
- ・ 権利擁護の支援が必要なケースについて各関係機関等から相談に応じ、情報を集約
- ・ 必要に応じて、地域連携ネットワークに参加する各機関と協力して、本人の意思決定に沿った見守り体制を調整

(3) 成年後見制度利用促進業務

① 受任者調整(マッチング)等の支援

(親族後見人・市民後見人候補者等の支援)

親族や市民の後見等が適切な場合に助言、それぞれ後見人等になった後の継続的な支援体制を調整

(専門職後見人の受任者調整(マッチング))

専門職による後見等が適切な場合、専門職団体(地域連携ネットワークに参加する各関係機関)と連携し、適切な後見人等の円滑な選定

② 担い手の育成・活動の促進

- ・ フォローアップ研修の実施など、市民後見人の育成と積極的に活躍できる環境を整備
- ・ 市民後見人養成講座修了者が実務経験を積むため、つくば市社会福祉協議会における法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援業務を実施
- ・ 法人後見業務に携わる者を確保することで、より一層の法人後見活動を促進

③ 成年後見制度を利用できる環境の整備

- ・ 成年後見制度の開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施

- ・ 市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報共有を行える仕組みを整備
- ④ 後見人支援
- ・ 親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて本人をサポートするために各関係機関等がチームとなって連携し、継続的に状況を把握し適切に対応する体制を整備
 - ・ 専門職による支援が必要な場合においても、各関係機関等が権利擁護支援チームとして協力し、ケース会議を通じて意思決定の支援と身上保護に重点を置いた後見活動をサポート

3 不正防止の取組

成年後見制度における不正事案の多くは、親族後見人等の理解不足や知識不足が要因とされています。権利擁護支援の地域連携ネットワークやチームでの支援体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談できる仕組みを整えることで、不正防止を図ります。

◆ 参考情報

1 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、代理人（後見人等）が同意権や代理権等を行って、利用者の生活と権利を守るために法的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管などの支援を行うサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）
あんしん生活支援サービス	判断能力があるうちに、将来に備えて「任意後見契約」・「見守り契約・財産管理契約」・「死後事務委任契約」を一体的に提供するサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）

2 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度の種類

	種類	内容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人（任意後見人）に行ってもらった支援内容を契約（任意後見契約）により事前に決めておく制度

(2) 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為 (同意権)	—	民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
取消が可能な行為 (取消権)	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲 (代理権)	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

(3) 法定後見制度と任意後見制度の特徴

	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
支援の開始時期	判断能力が不十分な段階で、後見人等の選任後に開始	契約締結後に判断能力が不十分となり、任意後見監督人の選任後に開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

※参照：・厚生労働省ウェブサイト「成年後見はわかり」
 ・法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
 ・裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」

第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 主な変更点

令和5年10月5日（木）

令和5年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



主な変更点①

変更前

(素案 1 ページ)

第1節 計画の目的

認知症や精神障害・知的障害等によらず、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができる

病気や障害等の有無によらず地域には様々な人々が生活しています。その中で、認知症や障害等で意思決定能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、権利擁護支援が必要となった時に成年後見制度の適切な利用が大切となります。本市では、権利擁護支援が必要な人々や周囲の人々に対して、成年後見制度の適切な利用について周知啓発等の活動を地域連携ネットワークによる体制で促進し、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進します。

第2節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

超高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の変化等で、成年後見制度の利用や権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度から令和5年度までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第一期計画」という）」を策定しました。

第一期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。意思決定能力が低下したときに備えたサービスとして、任意後見契約と財産管理が一体となったあんしん生活支援サービス（つくば市社会福祉協議会事業）が

令和3年度から開始され、また、医療機関や金融機関などにチラシを設置し、相談につながる動きが見られ、多くの権利擁護支援の相談に応じることができました。課題としては、後見人の業務支援や中核機関のチーム会議への参加など、関係機関との連携を活発にするため地域連携ネットワークによる取組が必要です。

本市でも、本人らしい生活が継続できるようにするための制度・運用と権利擁護支援を重視した地域連携ネットワークの強化によるさらなる推進を目指し、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という）を策定しました。

変更後（素案第2版）

(第2版 1 ページ)

「第1節 計画の目的」を「第2節 計画策定にあたって」と一まとめにする形で構成を改めました。また本文も加筆修正しています。

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度から令和5年度までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第一期計画」という）」を策定しました。

第一期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたことなど、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第一期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

主な変更点②

変更前

(素案 2ページ)

<参考>用語説明

- ・ 成年後見制度
- ・ 中核機関
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ あんしん生活支援サービス

<参考>成年後見制度の概要

- ① 法定後見制度
- ② 任意後見制度

変更後（素案第2版）

(第2版 15ページ)

レイアウト、本文を加筆修正し「◆参考情報」として掲載しています。

◆ 参考情報

1 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、代理人（後見人等）が同意権や代理権等行使して、利用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管などの支援を行うサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）
あんしん生活支援サービス	判断能力があるうちに、将来に備えて「任意後見契約」・「見守り契約・財産管理契約」・「死後事務委任契約」を一体的に提供するサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）

2 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度の種類

	種類	内容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人（任意後見人）に行ってもらう支援内容を契約（任意後見契約）により事前に決めておく制度

主な変更点③

変更前

(素案 2ページ)

<参考>用語説明

- ・ 成年後見制度
- ・ 中核機関
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ あんしん生活支援サービス

<参考>成年後見制度の概要

- ① 法定後見制度
- ② 任意後見制度

変更後（素案第2版）

(第2版 16ページ)

レイアウト、本文を加筆修正し「◆参考情報」として掲載しています。

(2) 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為 (同意権)	—	民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
取消が可能な行為 (取消権)	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲 (代理権)	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

(3) 法定後見制度と任意後見制度の特徴

	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
支援の開始時期	判断能力が不十分な段階で、後見人等の選任後に開始	契約締結後に判断能力が不十分となり、任意後見監督人の選任後に開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

※参照：・厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
・法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
・裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」

主な変更点④

変更前	変更後（素案第2版）												
<p data-bbox="114 252 327 284">（素案 4ページ）</p> <p data-bbox="103 395 203 427"><参考></p> <p data-bbox="103 432 651 496">② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 認知症高齢者</p> <table data-bbox="103 539 405 639"><tr><td>平成30年度</td><td>4,419人</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>4,488人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>4,469人</td></tr></table> <p data-bbox="103 679 517 711">※第9期高齢者福祉計画「」一部引用</p> <p data-bbox="103 716 801 748">※各年度10月1日時点（暫定的に令和5年度のみ4月1日時点）</p> <p data-bbox="103 753 181 785">※省略</p>	平成30年度	4,419人	令和元年度	4,488人	令和2年度	4,469人	<p data-bbox="1137 252 1379 284">（第2版 3ページ）</p> <p data-bbox="1149 288 1809 320">最新の統計データ等に合わせてそれぞれ修正しました。</p> <p data-bbox="1126 395 1227 427"><参考></p> <p data-bbox="1126 432 1711 496">② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 認知症高齢者</p> <table data-bbox="1126 539 1435 639"><tr><td>平成30年度</td><td>4,418人</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>4,491人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>4,557人</td></tr></table> <p data-bbox="1126 679 1989 711">※参照：第9期高齢者福祉計画 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」</p> <p data-bbox="1126 716 1883 748">※各年度9月30日時点（暫定的に令和5年度のみ4月1日時点）</p> <p data-bbox="1126 753 1249 785">※（省略）</p>	平成30年度	4,418人	令和元年度	4,491人	令和2年度	4,557人
平成30年度	4,419人												
令和元年度	4,488人												
令和2年度	4,469人												
平成30年度	4,418人												
令和元年度	4,491人												
令和2年度	4,557人												

主な変更点⑤

変更前	変更後（素案第2版）
<p data-bbox="114 252 327 284">(素案 5 ページ)</p> <p data-bbox="98 395 707 427">4 第一期計画における取組状況と本計画の活動指標</p> <p data-bbox="98 432 647 464">(1)利用者の把握と早期発見・早期支援について</p> <p data-bbox="98 469 170 501">取組：</p> <ul data-bbox="120 505 1077 639" style="list-style-type: none">• 本人の意思決定能力に応じて、成年後見制度やつくば市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業とあんしん生活支援サービス等の利用を視野に入れた相談支援を実施• (省略) <p data-bbox="98 679 170 711">課題：</p> <ul data-bbox="120 716 629 783" style="list-style-type: none">• (省略)• 本人の生活全体を見渡す中で課題の把握	<p data-bbox="1137 252 1379 284">(第2版 4 ページ)</p> <p data-bbox="1144 288 1473 320">本文を加筆修正しました。</p> <p data-bbox="1128 395 1767 427">4 第一期計画における取組状況と本計画の活動指標</p> <p data-bbox="1128 432 1711 464">(1)利用者の把握と早期発見・早期支援について</p> <p data-bbox="1128 469 1200 501">取組：</p> <ul data-bbox="1151 505 2170 639" style="list-style-type: none">• 成年後見制度や日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービスなど、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施• (省略) <p data-bbox="1128 679 1200 711">課題：</p> <ul data-bbox="1151 716 2170 815" style="list-style-type: none">• (省略)• 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要

主な変更点⑥

変更前	変更後（素案第2版）																																																
<p data-bbox="114 252 300 284">(素案6ページ)</p> <p data-bbox="100 360 483 392">(2)各種制度の利用促進について</p> <p data-bbox="100 395 181 427">【取組】</p> <p data-bbox="100 430 1077 496">つくば成年後見センターにおいて、支援者向けに成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用ハンドブックを作成</p> <p data-bbox="100 536 181 568">【課題】</p> <p data-bbox="100 571 1077 638">意思決定支援に携わる支援者が各種制度の内容をより一層理解できるように、効果的な周知が必要</p> <p data-bbox="100 678 259 710">【今後の方針】</p> <p data-bbox="100 713 1070 778">より多くの支援者に活用ガイドブックが行き渡るように周知し、各種制度の利用促進を目指します。</p> <p data-bbox="100 818 232 850">【活動指標】</p> <p data-bbox="100 853 618 885">① 日常生活自立支援事業延べ利用件数(件)</p> <table data-bbox="114 888 835 1098"><tr><td>令和3年度</td><td>(省略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>実績(うち新規)</td><td>38(11)</td><td>(目標値) (省略)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>(省略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>(目標値)</td><td>70(10)</td><td></td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>(目標値)</td><td>80(10)</td><td></td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>(目標値)</td><td>90(10)</td><td></td></tr></table>	令和3年度	(省略)			令和4年度	実績(うち新規)	38(11)	(目標値) (省略)	令和5年度	(省略)			令和6年度	(目標値)	70(10)		令和7年度	(目標値)	80(10)		令和8年度	(目標値)	90(10)		<p data-bbox="1137 252 1379 284">(第2版 5ページ)</p> <p data-bbox="1137 287 1630 319">本文(数値含む)を加筆修正しました。</p> <p data-bbox="1124 360 1525 392">(2)各種制度の利用促進について</p> <p data-bbox="1124 395 1218 427">【取組】</p> <p data-bbox="1124 430 1794 462">各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施</p> <p data-bbox="1124 502 1218 534">【課題】</p> <p data-bbox="1124 537 2168 603">意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要</p> <p data-bbox="1124 643 1301 675">【今後の方針】</p> <p data-bbox="1124 678 2168 743">権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールを配備等して各種制度の利用促進を目指します。</p> <p data-bbox="1124 818 1274 850">【活動指標】</p> <p data-bbox="1124 853 1671 885">① 日常生活自立支援事業延べ利用件数(件)</p> <table data-bbox="1137 888 2018 1098"><tr><td>令和3年度</td><td>(省略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>実績(うち新規)</td><td>40(12)</td><td>(目標値) (省略)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>(省略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>(目標値)</td><td>50(10)</td><td></td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>(目標値)</td><td>60(10)</td><td></td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>(目標値)</td><td>70(10)</td><td></td></tr></table>	令和3年度	(省略)			令和4年度	実績(うち新規)	40(12)	(目標値) (省略)	令和5年度	(省略)			令和6年度	(目標値)	50(10)		令和7年度	(目標値)	60(10)		令和8年度	(目標値)	70(10)	
令和3年度	(省略)																																																
令和4年度	実績(うち新規)	38(11)	(目標値) (省略)																																														
令和5年度	(省略)																																																
令和6年度	(目標値)	70(10)																																															
令和7年度	(目標値)	80(10)																																															
令和8年度	(目標値)	90(10)																																															
令和3年度	(省略)																																																
令和4年度	実績(うち新規)	40(12)	(目標値) (省略)																																														
令和5年度	(省略)																																																
令和6年度	(目標値)	50(10)																																															
令和7年度	(目標値)	60(10)																																															
令和8年度	(目標値)	70(10)																																															

主な変更点⑦

変更前	変更後（素案第2版）
<p data-bbox="114 252 327 284">(素案 7ページ)</p> <p data-bbox="103 395 472 427">(3)講座・研修の実施について</p> <p data-bbox="114 432 192 464">【課題】</p> <p data-bbox="103 469 1084 533">制度利用を検討する可能性がある人、制度を案内する可能性がある各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要</p>	<p data-bbox="1137 252 1379 284">(第2版 6ページ)</p> <p data-bbox="1149 288 1473 320">本文を加筆修正しました。</p> <p data-bbox="1126 395 1496 427">(3)講座・研修の実施について</p> <p data-bbox="1137 432 1216 464">【課題】</p> <p data-bbox="1126 469 2168 533">制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要</p>

主な変更点⑧

変更前	変更後（素案第2版）
<p data-bbox="114 256 327 284">(素案 10ページ)</p> <p data-bbox="107 400 315 427">1 本計画の目標</p> <p data-bbox="98 437 1003 464">目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。</p> <p data-bbox="98 541 551 568">(1) 本人の意思決定に寄り添った運用</p> <ul data-bbox="120 577 248 643" style="list-style-type: none">• (省略)• (省略) <p data-bbox="98 751 271 778">(2) (省略)</p> <p data-bbox="98 895 461 922">(3) 任意後見制度の利用促進</p> <ul data-bbox="120 932 1088 1066" style="list-style-type: none">• (省略)• つくば市社会福祉協議会が実施する「あんしん生活支援サービス」の周知活動のほかに、早期の段階から制度の利用を促進するため、利用者の個別ニーズに合わせた周知活動・相談対応等も強化していきます。	<p data-bbox="1140 256 1375 284">(第2版 9ページ)</p> <p data-bbox="1151 293 1630 320">レイアウト、本文を加筆修正しました。</p> <p data-bbox="1133 400 1341 427">1 本計画の目標</p> <p data-bbox="1173 469 2101 496">目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。</p> <p data-bbox="1140 541 1630 568">(1) 本人の意思決定に寄り添った運用</p> <ul data-bbox="1151 577 2175 746" style="list-style-type: none">• (省略)• (省略)• 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用と後見人等への報酬助成）や必要に応じて市長申立等を実施し、適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。 <p data-bbox="1133 791 1283 818">(2) (省略)</p> <p data-bbox="1133 895 1487 922">(3) 任意後見制度の利用促進</p> <ul data-bbox="1151 932 2168 1066" style="list-style-type: none">• (省略)• 早期の段階から制度の利用を促進するため、「あんしん生活支援サービス」等、利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援サービスについて周知活動・相談対応等を強化します。

主な変更点⑨

変更前	変更後（素案第2版）
<p data-bbox="114 256 327 284">(素案 10ページ)</p> <p data-bbox="98 435 1084 499">目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。</p> <p data-bbox="114 507 232 534">(1) 省略</p> <p data-bbox="114 542 394 569">(2) 担い手確保の推進</p> <ul data-bbox="159 577 902 604" style="list-style-type: none">・ ～社会福祉協議会による後見活動の更なる推進のほか、～	<p data-bbox="1137 256 1429 284">(第2版 9、10ページ)</p> <p data-bbox="1151 292 1630 319">レイアウト、本文を加筆修正しました。</p> <p data-bbox="1144 435 2152 462">目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。</p> <p data-bbox="1137 507 1256 534">(1) 省略</p> <p data-bbox="1137 542 1417 569">(2) 担い手確保の推進</p> <ul data-bbox="1167 577 1888 604" style="list-style-type: none">・ ～社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、～

主な変更点⑩

変更前	変更後（素案第2版）
<p>(素案 11ページ)</p> <p>施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化</p> <p>(素案 14ページ)</p> <p>施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の効果的な運営</p> <p>つくば市社会福祉協議会が設置する「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付け、成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (省略)(2) (省略)(3) 成年後見制度利用促進業務<ol style="list-style-type: none">① (省略)② (省略)③ 成年後見制度を利用できる環境の整備<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用と後見人等への報酬助成）、必要に応じて市長申立等を実施	<p>(第2版 10ページ)</p> <p>レイアウトを修正しました。</p> <p>施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化</p> <p>(第2版 13、14ページ)</p> <p>レイアウト、本文を加筆修正しました。</p> <p>施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化</p> <p>市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としてのさらなる機能強化を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (省略)(2) (省略)(3) 成年後見制度利用促進業務<ol style="list-style-type: none">① (省略)② (省略)③ 成年後見制度を利用できる環境の整備<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施・ 市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報共有を行える仕組みを整備

会 議 録

会議名称		令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和5年(2023年)7月25日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市消防庁舎3階多目的ホール		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、小川直宏、武石佳宏、萩原直木、大脇富士子、江藤睦、塚本武志、武田真浩、山下広見、田邊佐貴子、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部 主任書記官 福嶋祐		
	事務局	福祉部 : 根本部長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、飯田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長、猪瀬翔南、村木莉恵		
欠席委員		なし		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数	0人	
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 委員長・副委員長選出 4 報告事項 (1) 令和4年度事業報告(令和4年4月から令和5年3月まで) (2) 令和5年度事業計画案 5 協議事項 (1) 第二期つくば市成年後見制度推進事業基本計画の策定について 6 その他			

7 閉会

<審議内容>

1 開会

○事務局（飯田係長）

定刻となりましたので、「令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課包括支援係長の飯田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議事録作成にあたり、本委員会での発言内容を録音しておりますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願ひ申し上げます。それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。始めに福祉部長の根本より、本会議開催に当たりましてご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○根本部長

《あいさつ》

皆様こんにちは。福祉部長の根本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。皆様には、日頃から保健医療福祉分野はもとより、市政全般にご協力、ご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。つくば市では、認知症や知的障害、精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間の第一期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、つくば成年後見センターをはじめ関係機関との連携を図り、権利擁護支援に取り組んで参りました。また、本日の会議では、令和6年度から開始する第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画を策定する上でのつくば市の現状における課題や改善等、忌憚のないご意見、専門的なご助言をいただき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今後とも委員の皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○事務局（飯田係長）

《出席委員の自己紹介》

それでは、前任の委員の皆様が令和5年3月で任期満了となりまして、この度、新しい任期となっております。最初の会議となりますので委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。委員名簿順により椎名委員からお願いいたします。

○椎名委員

つくば国際大学の椎名です。よろしくをお願いいたします。

○漆川委員

茨城県弁護士会から来ました弁護士の漆川と申します。よろしくをお願いいたします。

○武内委員

常陽銀行研究学園都市支店支店長の武内でございます。よろしく申し上げます。

○萩原委員

つくば市とよさと病院の萩原と申します。よろしく申し上げます。

○小川委員

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部の司法書士の小川と申します。よろしくをお願いいたします。

○大脇委員

認知症の人と家族の会茨城県支部の大脇と申します。よろしくをお願いいたします。

○江藤委員

NPO 法人アSEMBルというところで、親亡き後相談室というのをやっております江藤と申します。障害のあるお子さんが、親御さんが亡くなった後の生活をどのように支えていくのかというようなことで、講演会や勉強会や相談に乗ったりしております。いろいろわからないことがあって今回初めてなのでよろしくをお願いいたします。

○塚本委員

精神障害者家族会の代表をしております塚本武志と申します。よろしく申し上げます。

○武田委員

つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会の武田と申します。よろしくお願い致します。

○山下委員

つくばケアマネジャー連絡会の居宅プランセンター煌でケアマネをしております山下です。よろしくお願いいたします。

○田邊委員

民生委員児童委員の田邊佐貴子と申します。この春から谷田部地区が東と西に分かれまして、名称が入れ替わっているんですが、正しくは東谷田部地区の会長をしております。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（飯田係長）

《オブザーバー及び事務局紹介》

ありがとうございました。また本日はオブザーバーとして水戸家裁裁判所土浦支部、主任書記官の福島祐様にもご出席いただいております。福島様、よろしくお願い致します。続きまして、本日出席しているつくば市の職員を紹介させていただきます。

（※以下、事務局含むつくば市職員、社会福祉協議会職員による自己紹介）

3 委員長・副委員長選出

○事務局（飯田係長）

《委員会に関する説明》

当運営委員会の議事を遂行するにあたり、運営委員会設置要綱第5条に基づき、委員長及び副委員長を委員の皆様の互選により定めることとなっております。委員の皆様の中で自薦他薦があればお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。事務局一任というお声をいただきました。事務局としては、委員長に椎名委員、副委員長に小川委員を推薦したく考えています。他の委員の皆様はいかがでしょうか。ありがとうございます。異議なしとの声とご賛同いただける拍手をいただきましたので、それでは、委員長に椎名委員。副委員長に小川委員と決定させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。なお、椎名委員、小川委員は、恐れ入りますが、委員長、副委員長の席にご移動をお願いいたします。それでは、委員長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○椎名委員長

《委員長あいさつ》

改めまして、つくば国際大学の椎名です。議事進行に努めて参りますけれども、皆様からの率直なご意見等が大事な会議になると思いますので、こんなこととか思わずに、積極的にご発言いただけると助かります。どうかこれからよろしくお願ひいたします。

○事務局（飯田係長）

ありがとうございました。事務局から、会議の公開に関する連絡事項があります。当運営協議会について、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を一部公開といたします。それでは、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第5条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し会務を総務することとなっております。以降の委員会の議事進行につきましては、椎名委員長よろしくお願ひいたします。

4 報告事項

○椎名委員長

《次第3 報告事項》

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員数は11名になります。名簿の12番の長委員からは欠席の連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要綱第6条第3項に基づき、この会議が成立することをご報告いたします。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。報告事項(1)令和4年度事業報告、報告事項(2)令和5年度事業計画案について事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹林主任）

《報告事項 令和4年度事業報告、令和5年度事業計画案》

令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画案についてご説明をさせていただきたいと思ひます。参考資料1をご用意ください。資料の記載内容に補足があるところを中心にご説明させていただきます。参考資料1は市の令和4年度事業報告となります。内容をご確認ください。2ページ(4)市長申立て手続きにござ

いますその他、地域包括支援課申立て準備中の3件につきましては、全件令和5年7月までに申立てを完了いたしました。3ページ、成果の2番目をご覧ください。市内の地域包括支援センターに対してセンターが後見事例に關与したことがあるか、対応で困難に感じる事等についてアンケート調査を実施いたしました。6センター中4センターが後見申立ての事例に關わったことがあるとの回答をました。その他、市長申立て続く手続きの流れや委託地域包括支援センターの役割、申立て対象者や報酬対象者の条件等について共通理解がされていない部分がありましたので、地域包括支援センターセンター定例会にて、事業実施要項や後見支援事業の実績等を改めて共有いたしました。意思決定が困難な状況において、後見制度につなげる難しさ、成年後見センターにどのタイミングで相談すれば良いか等の実務の課題提示もございました。5の課題の1番目に同様の記載がございます。権利擁護が必要な対象者に対して、対象者の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援を行い、必要な制度やサービスにつなげる取り組みを広げていく必要があります。市といたしましては、対象者に接する機会の多い地域包括支援センター等の介護保険事業者や、障害者相談支援事業所職員に対して、意思決定支援の取組みを実務に活かす研修を今後も継続的に実施して参ります。続きまして、参考資料3をご用意ください。令和5年度事業計画についてご説明いたします。本年度は今日の協議事項でもあります、1成年後見制度利用促進に向けた体制整備の(3)第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定を重点的に実施して参ります。この後の協議で、第二期基本計画の素案を提示させていただき、委員の皆様からご助言をいただきたいと思ひます。ご指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。そして、いただいたご助言を踏まえ、今年度中に策定を行います。また3成年後見制度等の総合相談業務(2)つくば成年後見センターとの連携強化につきましては、毎月1回実施しております市とつくば市社会福祉協議会、つくば成年後見センターとの成年後見制度利用定例会を通して、連携強化を図り、対応力向上に向けた取組みを行います。以上で市の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画についてのご説明を終わらせていただきます。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

社会福祉協議会で委託を受委託させていただいてる部分についてのご説明をさせていただきますと思ひます。参考資料の2をご覧くださいと思ひます。

参考資料の2は、令和4年度の実績報告となっております、この報告をご説明申し上げた後、参考資料の4をご覧いただきまして、令和5年度の計画のご説明という形で移らせていただきたいと思います。まず参考資料の2につきましてはボリュームが16ページ分ございまして、当日配布の部分もございまして大変申し訳ございません。主要な部分のみご報告をさせていただければと考えております。参考資料の2の1ページ、3の総評を見ていただきたいと思います。つくば市成年後見制度推進事業の中で本会が受託している部分は、現場を預かるところでございまして、第一期計画で位置付けられた地域権利擁護の地域ネットワークの中核機関という形で位置付けられている、つくば成年後見センターの運営を主に担当させていただいております。ここにもありますように、まず中核機関としましては、成年後見制度推進事業の柱である成年後見制度の広報・啓発について注力させていただきました。チラシの配布、オンライン講座の開催、ウェブ動画の掲載等様々な媒体を活用して情報発信と講座の開催による広報活動を実施いたしました。続きまして5ページ、広報等の効果や社会的な情勢もございまして相談件数が昨年度実績を大きく上回る形になりました。5ページの一番上のグラフになります。人口動態それから年代構成もありまして、今後も長期的に増加が見込まれるのでこの部分についてどう対応していくか、つくば市と協議をしているところでございます。それから10ページ、つくば成年後見センターとして、大きな柱のもう一つである法人後見業務について報告が掲載されておりますのでよろしく申し上げます。昨年度、受任件数が通算で10件目、延べ件数は12件になりました。いずれも法定後見ということで身上保護活動の一部見守りについて市民のご協力を頂戴しまして、市民後見人養成講座修了生の皆様に、本会の後見支援員という形でボランティア活動を従事していただいて、ご協力を頂戴しました。コロナ禍の面談が難しい時期と重なってしまいましたが、月1回の面談をする等、頻繁に被後見人等に対してコミュニケーションやアプローチをとらせていただきました。中には本人面談で対面の他にウェブ面談、ガラス越しの面会等工夫して実施させていただいた次第です。次の11ページ、ここからは任意後見についてご説明いたします。本会では市と相談をさせていただき、任意後見事業を推進しようじゃないかということで早くから取り組みをさせていただきました。本会独自事業として、あんしん生活支援サービス、これは任意後見契約と任意契約をダブルでパッケージで契約して、見守りから後見の最後の最後、死後事

務に至るまで、シームレスに実施しようという事業をさせていただいております。今のところ、契約件数としてはまだ2件ですが、相談件数が伸びておりますので、今後契約も増えていくと見込まれています。それから、本会の活動に対して各県内外の市町村、並びに市町村社会福祉協議会からのお問い合わせを頂戴しています。しっかりと事業説明をさせていただくとともに、今後も要請があれば積極的に本市の取組みをPRして参りたいと考えています。以上、簡単ではございますが参考資料2、事業報告についてご報告申し上げました。続きまして参考資料の4をご覧いただきたいと思います。基本的には令和4年度と事業の構成については変更ございません。令和4年度実績を基に、さらに令和5年度に関しましては、第一期成年後見制度利用促進基本計画の評価目標を見据えまして、より深くより広くしっかりと事業を展開して参りたいと考えております。また国の第二期基本計画にもある担い手の確保として、本会が実施している法人後見のさらなる重要性が高まってくると見込まれています。また同様に、市民参加が求められていることも承知していますので、責任ある社会福祉法人として情報収集と事業提案を行って参りたいと思います。以上、事業計画についてご説明申し上げます。

○椎名委員長

《報告事項の質疑応答》

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項、市からのものと、つくば成年後見センターからの二つになりますがご質問、ご意見等をお持ちの委員の方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせください。では、小川委員お願いいたします。

○小川委員

リーガルサポートの小川です。一点質問がありまして、参考資料1の2ページ目(5)つくば市成年後見制度利用支援事業の実施のところですが、この制度は、成年後見制度申立て費用や後見人等の報酬を助成するという事業だと思いますが、この3件支給したという実績が書いてありますが、実際、申立て件数がどのくらいあったかということを知りたいです。あと、支給された件につきまして、ご本人の特性として市長申立てでやられた方なのか、またはそれ以外なのかとい

う部分。あとはその支給先、請求してきた方々は専門職なのか、一般の親族後見人なのか。そういったところの実績の部分はわかりになりますか。

○事務局（竹林主任）

地域包括支援課で令和4年度、報酬助成金を1件支給しておりますので、そちらのケースについてご説明させていただきたいと思っております。令和4年度地域包括支援課で報酬助成を行った事例というのは、生活保護を受給されていた方で、施設に入所されていた方になります。ご本人様がお亡くなりになられた後、後見人さん、こちらは親族申立てで後見人がついた方でして、この方は司法書士の方でした。この方は都内にもともとのお住まいだった方で、都内のご親族の方がご自宅の近くの司法書士の方に依頼をされて申立てをされて、司法書士の方が後見人さんとして活動されていたという方でした。ご本人様がお亡くなりになった後、令和4年4月後見人さんからの申請で報酬助成の方を実施しております。報酬助成につきましては、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、事務を行って報酬の助成金の金額を決定し支給をいたしました。地域包括支援課の分は以上になります。

○事務局（片桐主任）

障害者地域支援室からご回答いたします。2件とも専門職による後見でございます。お二人とも生活保護受給者でございます。お一人は市外のグループホームにお住まいの方で、社会福祉士の方が補助人として担当されています。もうお一人が市内にお住まいで弁護士の方が補助人として選任されている状況でございます。以上でよろしいでしょうか。

○小川委員

健全に利用されているということで安心しました。追加で申立てがあったものは全て認容されたというか、却下された事案というのはあったのでしょうか。どのぐらいの申立てがあったのでしょうか。

○事務局（竹林主任）

地域包括支援課で令和4年度報酬に関しまして申請があったケースは、1件で支給しております。報酬の申請に関しましては、先ほど申しあげました通り、利用支援事業実施要綱に基づいて決定がなされて支給という形をとっております。却下はありません。

○事務局（片桐主任）

却下があったかどうかについてということでしたでしょうか。申請を受け付けて却下をした事案はございません。2件申請がありまして、2件とも支給に至っているという状況です。あと、先ほどの2ケース、市長申立てだったかということに関してですが、今見たところ、市長申立てではございませんでした。詳細は不明ですが、うち1人は支援者のサポートを受けた形での本人申立てという形になっています。

○小川委員

ということは、その決定のプロセスでそこら辺はあまり関係ないというか、市長申立てというのは、今はもうあまり関係ないということですよ。

○事務局（福田室長）

少し補足させてください。おっしゃる通り、市長申立てに限るというものではなくて、申立人が親族の申立人であっても、資力がない方に関して申立て費用も支給、昨年度はございませんでしたけども、申立て費用について、もしくはその申立ての報酬費用についても基準を満たせば支給するというような要綱で運用しております。

○小川委員

ありがとうございます。とても安心しました。

○椎名委員長

当初から比べると範囲とか拡大しているわけですよ、1回改正入って。まだ多分件数自体は1件2件という形で少ないので、今後こういうところももっと周知広報して少し件数が増えていくと、受任される方が助かると思います。その他、ご意見、質問等をお持ちの委員の方いらっしゃいますか。では、先に塚本委員、

次に江藤委員お願いします。

○塚本委員

今申請があつて3件出ていますけれども、精神や知的の特別障害者、いわゆる判断能力がない場合には当然法定後見に進むしかないと思いますが、当然報酬が発生しますよね。専門家に払わなくちゃならない。確か2件あつたのは生保だから当然助成があると思いますが、生保でない場合、これは大きな問題になって新聞報道によると、これからの問題ですが保険証がなくなってマイナンバーで後見制度を使って保険証取るしかないという政府の答弁もあつてですね。なんて言いますか、負担ですよ。聞くところによりますと1万5,000円から月2万円ぐらい報酬が毎月発生するという報道もされていて、重度の障害者の問題をどうふうにかお聞きたいと思っています。

○椎名委員長

事務局よろしいでしょうか。生活保護でない場合で障害のある方、例えば報酬付与のところとか申立て支援の部分のお金が出るかとか、その辺り要綱の部分のところのポイントを掻い摘んで教えていただけますか。

○事務局（飯田係長）

すみません、少々お待ちください。

○椎名委員長

今報告のあつた3件は、すべてが生活をご利用されてる方ということだったんですが、必ずしも生活保護を利用していると限定はされないわけですよ。

○事務局（福田室長）

時間がかかって申し訳ありません。再度要綱を確認させていただいておりました。概要を先に申し上げますと、生活保護に至らない方につきましては、どのくらい資力があるかということを確認させていただいて、いわゆる報酬として、この方がお支払いできる資力をお持ちであれば、ご本人さんの資力の中から報酬をもちろん支払っていただく。それが見込めないという方で、かつ、その生活保護

でない方につきましては、市の方から報酬を該当する方に対して支払いするということになっておりますので、金額いくらというのはすぐ出ないのですが、生活保護に至らない方についても、資力が少なく報酬をお支払いしてしまうことで、仮に生活保護に陥ってしまうような生活困窮の状況をお持ちであれば、お支払いがあるとご理解いただければよろしいかと思えます。

○椎名委員

塚本委員、いかがですか。

○塚本委員

生活保護になっていない方でも、今福田さんおっしゃった資力がない、十分な支払い能力がない方については応分の支払いは考えているということでしょうか。

○事務局（福田室長）

能力というよりは、その方の資力によりますので、ご本人さんのお支払いできる、できないの力があるかではなくて、その方の資力次第によって判断するということがあるのが一つと、一番大きなところは、支給決定の元としましては、家庭裁判所からの支給決定の審判書に基づいて対応しておりますので、この方について資力があるか、ないかというところも裁判所でご判断いただいているものと考えております。

○椎名委員長

地域包括支援課いかがでしょうか。

○事務局（地域包括支援課の竹林）

補足として、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に記載があることを追加でご報告させていただきます。この要綱の第8条に、報酬助成金の支給対象者ということで文言を記載させていただいております。先ほどもお話がありましたように生活保護の被保護者の方以外にも、被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回るもので、かつ当該世帯の現金ですとか

預貯金等の合計額が3ヶ月分の最低生活費を下回るものという表現的には若干わかりづらいところもあると思いますが、そういった形で要綱に記載をさせていただいております。

○椎名委員長

いささかわかりにくいところもあるので、可能であればモデルケースみたいな形で、こういう時は大丈夫だというのがどこかに出ていると活用されやすくなってくると思います。塚本委員、大丈夫でしょうか。では、江藤委員お願いいたします。

○江藤委員

社協さんの10ページの主な活動例のところに、コロナワクチン接種について保護者同意に対応、要するに保護者同意のところにサインをしたということだと思いますが、私のところに寄せられる相談の中でたくさんあるのが、例えば手術の同意書であったりだとか、病院の付き添いであったりとか後見人さんでは駄目で、保護者が東京の方だと東京に施設が全然足りないの、私が聞いた中で一番遠い方は兵庫県の施設に入られているんですね。そうすると、何かあるたびに兵庫県まで飛行機乗って行くんですよ。なので、コロナワクチンぐらいだったらいいということですか。それとも、最近制度が変わって同意書も全部後見人ができるようになったということですか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

ご質問ありがとうございます。委員のご指摘の通り、医療侵襲に関しては成年後見人等は権限がございませんので、さてどうなっているんだということになってくると思いますが、本会の方では、弁護士の先生方とご相談させていただいて、基本は予防接種法の中では成年後見人等が保護者と理解できるだろうということになっていまして、保護者は同意できるという法の建て付けになっているんですね。そういう仕組みで成年後見人等として署名サインをさせていただいたという仕組みです。法律については、漆川委員の方が専門でございますので後で解説いただけたらと思いますが、本会としてはそのように対応させていただいたということですよ。

○椎名委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○漆川委員

解説は後日ということで、ごめんなさい。先ほどの費用の助成と報酬助成金について追加で質問をさせていただきたいのですが、まず、申立て費用の助成は、費用の含まれる範囲がどこまでなのかと。例えば、戸籍を集める費用とか診断書の作成費用といったものも含まれるという理解でいいでしょうか。

○事務局（竹林主任）

ご質問ありがとうございます。申立て費用につきましても、申立て費用の助成は審判が下りた後に審判書の方に本人の負担とする部分の記載があるかと思いますが、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱に審判請求費用に詳細を書かせていただいております。審判請求費用ということで、手続きの費用でかかるものとして挙げておりますのが、家裁に申立てを行うときに貼る収入印紙代、及び、申立ての時に家裁に申立ての時に、後見類型の場合切手が4,725円だったと思いますが、郵便切手代及び診断書作成費用ということで利用支援事業の実施要綱に書かせていただいております。

○漆川委員

審判書に記載してあって、そこから申請するという流れですかね。要するに申立ての前の段階で全くお金がありませんという人が援助を受けて申立てをするという形ではなくて。

○事務局（竹林職員）

はい。今年度、私の方で3件申立てをさせていただきました。私たちの方ではご本人様の方、市長申立てということもありまして、ご本人様に申立てする状況下の中で後見人さんが決まっていない状況の中で費用の負担というのはできないという事情もありますので、こちらの方は一旦すべて市の方で立て替えております。審判がおりますと、審判書にご本人の費用とするという記載がある場合が

非常に多いので、そちらをもとにご本人様に後見人がついた後で請求をさせていただくという流れをとっております。

○小川委員

なるほど。それだと全くお金がない方の場合には、方法としては親族を探して申立人を探すか、もしくは市長申立ての方で何とか申立てをするという方法でやるということですね。わかりました。もう1点、報酬助成金の支給ですが、1件の報酬助成に上限があるのかどうか。例えば年間で24万円報酬が決まりましたという時に、裁判所が出した報酬が全部出るのか上限があるのかと、年間の全体の予算規模はどれくらいになりますか。

○事務局（竹林主任）

ご質問ありがとうございます。報酬助成金の方の上限は現状として決まってはおりません。審判の方で後見の報酬が家裁から提示された金額と、利用支援事業の方に一定の基準が明記しておりまして、在宅の場合は1ヶ月2万8,000円、入所の方にいらっしゃる方の場合には1ヶ月1万8,000円という基準を設けておりまして、そちらの基準額と家裁の方が提示された報酬額等を比較して、少ない方の額を支給するような形をとっております。

○小川委員

なるほど。そうすると家裁が出したものよりは低くなる場合もあるということですね。全体の予算規模はどれくらいですか。

○事務局（福田室長）

障害者地域支援室の方から予算規模としては、年間どんどん申請が来るという状況ではございませんので、トータルで年間3件程度の支払いが発生しても耐えられる予算規模で構成しています。

○漆川委員

3件ぐらいを念頭にという規模ですね。今後増えていくかはまだ全然わからな

いですか。

○事務局（福田室長）

そうですね。年間1件あるか、もしくは1件から2件あるかないかというところでございますので、申請がもし増えてくるようであればもちろん予算規模も、おのずと増やしていく必要があるという認識です。

○漆川委員

おそらく、報酬の助成の上限が仮に上限ないということになれば、成り手不足の問題というのは、かなり解消できると思います。専門職がほぼ吸収できると思います。ただ、報酬が出ないという案件がすごく増えてきたときに、どうやって支えるのかというときに、市民後見人がすごく必要になってくると思います。今後増えた時に、成り手不足の解消の段階で予算規模を増やして報酬を出す。そうするとおそらく専門職で全部吸収できる。ただ、予算規模は当然限界があると思うので、需要の関係でどうしても足りなくなるということだと法人後見拡大とか市民後見拡大の対応が必要になると思うので、予算規模が年間3件だけだと吸収はできないと思います。報酬が低額か、ないような状態でも後見人の成り手を作っていないと将来的に対応できないかもしれないと思います。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございます。成年後見の仕組みの大きな課題だと思いますので、第二期計画の中にうまく盛り込んでいけるようであれば、そういった観点について検討をお願いします。その他いかがでしょうか。では山下委員、お願いします。

○山下委員

ケアマネジャー連絡会の山下です。今の成功報酬で、活動費も予算は今のところ3件で出されていますけれども、漆川さんがおっしゃったように、今後もっと増えた時に、少しでも報酬も抑えていくためには、市民後見人をもっと増やしていけないかという考えが利用促進の中に含まれていると思いますが、市民後見人養成講座をして今現在つくば市でどのぐらい養成されているのか。実際に活動されている方は、つくば市にいらっしゃるのか他市町村にはNPO法人で立ち上げた

方もいらっしゃると思いますが、そちらの活用もあり得るのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

○椎名委員長

成年後見センターの方でお願いします。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

成年後見センターで市民後見人養成講座が令和元年度に行われたわけで、ご報告をさせていただきたいと思います。令和元年度に20名の養成をさせていただきました。国の基本カリキュラム55時間を受けていただいて、本当に熱心な方々に受けていただいた記憶がございます。今現在までご本人、市民後見人養成講座を受講された方々に、社会福祉協議会の法人後見をお手伝いいただけませんかとご案内したところ、18人の方々から活動を希望されて継続で入っていただいております。コロナ禍の状況では、訪問がなかなか難しかったこともございまして活動件数はガクッと減りましたが、令和4年度後半からまた持ち直してきているという状況です。基本的には、第一期に要請させていただいた方々は、本会の法人後見をサポートいただける方として実施させていただきました。基本的には見守りの部分について担当していただいたということでございます。ただその間、第二期計画、国の方でも出ていましたように担い手の不足が指摘されておりますので、これから法人後見のサポートいただける方はもちろんですが、市民後見人として活動いただける方も要請した方がいいんじゃないかと国の計画で謳われております。状況としては以上でございます。

○椎名委員

山下委員、よろしいですか。

○山下委員

市民後見人の成功報酬は活動している方たちの役職ですかね。市民後見人さんだったら市民後見人さんの金額ということで、少し抑えられるというお話も伺ったので、できれば権限として弁護士さんや司法書士さんと同じ立ち位置で市民後

見人さんも活動するにあたって、責任感や知識の不足という課題があつて、なかなか進まない現状もありますが、中には優秀な方もいらっしゃつて、近隣でNPOを立ち上げて活動されている方もいらっしゃいます。最初、成功報酬は申請しなかった。3年目にしてやっと申請ができたというお話を伺つて、それでもやはり専門職の方よりは安い金額になっていて、ほぼボランティアだとおっしゃっていました。そういう方々を活用していくメリットとしては、先ほど塚本さんがおっしゃっていたように、知的の方とか精神の方とかお金のない方でも、この制度を利用して金銭管理、身上保護、そういった辺りを支援してもらうためには、市民の方でも十分役割を担えるという考え方もあると思いますので、ぜひつくば市でもっと養成していただけたらという気持ちです。ありがとうございます。

5 協議事項

○椎名委員長

ありがとうございました。その辺りのところ、また次の二期計画にも内容は反映してくると思いますので協議事項に移らせてください。協議事項5の第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定につきまして、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（片桐主任）

《協議事項 第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定について》

資料1の第二期つくば市成年後見制度推進利用促進基本計画素案、また資料2の基本計画素案の補助資料2点を用いて説明を進めて参ります。資料2の補助資料を用いまして要点の説明をしながら進めさせていただきます。

それでは資料2を1枚めくつていただいて、スライドの2ページ目ですね。初めに計画の構成について。第二期目の計画策定ということ踏まえまして、国の動向、市の現状等を踏まえた成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画としての骨子的な構成を追加しております。資料1計画素案の1ページから9ページにかけて、第1節に第二期計画の目的。第2節に計画策定の背景、本市の現状。第一期計画の活動指標に沿った取り組み状況、及び課題。第二期計画に向けた方針を示しております。

続いて、補助資料のスライド3ページ目です。こちらは国の第一期計画の課題

を踏まえた、令和4年度から施行された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で示された方針の参考図でございます。皆様にもお配りしております参考資料7に掲載されているものをそのまま引用しております。国の第二期計画における基本的な考え方及び目標、施策におきましては、さらなる成年後見制度の利用促進と、本人らしい生活が続けられる運用を目指すために、本人を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進。また、意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用。その他、優先して取り組む事項等が参考資料7において示されております。つくば市の第二期計画策定に当たりましても、第1期の市の計画をベースにしつつ、この国の第二期計画の内容も勘案した形で策定に向けて進めて参ります。

それでは補助資料の4ページ目です。こちらは現在の市の経営基本計画における目標と施策でございます。現在の目標は、利用者がメリットを実感できる制度運用への改善、内容としては利用者に沿った運用、保佐、補助及び任意後見の促進。また地域連携ネットワークの構築。この2点が、現在の計画の目標でございます。その目標に対する施策としては権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを施策としておりまして先ほど、こちらの事業報告でそれぞれ市とつくば成年後見センターで説明をさせていただきました通り、取組みを進めて参りました。第二期計画では、この施策をさらに強化し推進するものとしての目標とし施策を設定いたします。内容については、この資料の後の方でも改めて説明をいたします。

それでは、スライドの。資料2の5ページ目です。第一期計画におけます活動指標、その指標の基となる取組みについて示しております。次から、この六つの活動指標について順番に説明して参りますが、第二期計画におきましても、こちらにある指標を使用し、計画の進捗と課題等を把握するために活用して参ります。

それでは1ページ、おめくりください。次のページから、第1期計画における取組み状況、課題、第二期計画策定に向けた今後の方針、六つについて順に説明いたします。なおスライド番号の4番から9番まで。こちらの第二期計画策定に向けた今後の方針等、こちらの表につきましては、資料1の計画素案の5ページ目から9ページ目までの同じ内容を掲載しております。それぞれの活動指標に、令和3年度から5年度までの第一期計画における目標値と実績値。令和6年

度から8年度にかけての第二期計画における目標値を記載しております。なお一部を除き、年度末時点の実績となっております。

活動指標の一つ目、利用者の把握と早期発見、早期支援の活動状況を把握するために基幹相談支援センターは障害者地域支援室と委託している障害者相談支援事業所4ヶ所。地域包括支援センターは地域包括支援課と委託している6センターの合計です。つくば市成年後見センターで受けた権利擁護、相談延べ件数を指標としています。概要については、財産管理必要なサービスの利用手続きが困難な人々、また虐待防止など権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかな必要な支援につなげるための関係機関と連携した相談に応じますというものでございまして、市においては障害者または高齢者虐待防止支援事業を実施しており、つくば市成年後見センターにおいては、成年後見に関するご相談のほか、社協で実施している日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービス等の利用を視野に入れた相談支援が展開されています。

今後の方針としましては、相談支援、障害者虐待防止支援事業を実施し、本人の意思決定能力に応じた成年後見制度、または社協が実施している日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービスなど各種権利擁護支援のサービスの特性を支援者が把握し、その上で支援に結びつけることが大切となってきます。

課題としては成年後見センターの相談対応件数が大幅に増加していることを踏まえて、相談内容に応じまして相談窓口が偏らないような振り分け、もしくは本人の生活に沿った支援を展開するという視点のもと、そういった視点が支援者に行き渡るよう、障害者相談支援事業所、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど在宅支援関係者が参加する場面で、権利擁護に関する事例検討などを行い、権利擁護支援について周知啓発をし、直接生活に関わる関係者との連携を強化するということを目指していきます。

では、続いて各種制度の利用促進について。各種制度の利用促進について活動状況を把握するために、日常生活自立支援事業、延べ利用件数、成年後見制度の利用者数を指標としています。成年後見制度の利用者数については、毎年10月1日時点で集計されている水戸家庭裁判所の調査結果の数値を引用しております。活動指標の成年後見制度の利用者数の第二期計画の目標値につきましては、ここには記載されてはおりませんが、令和元年度、2年度、5人ずつ増えているという幅を踏まえた目標値となっております。概要については、利用者一人一人

の能力に応じた支援を行えるように成年後見制度のみならず、社協で実施している日常生活自立支援事業など各種制度の利用が促進されるように取り組みます。

こちらの取り組みについては、つくば成年後見センターにおきまして支援者向けのガイドブックが作成されており、今後の課題、今後の方針としては、先ほどの利用者の把握と早期発見、早期支援のところでも述べましたが、本人の意思決定能力に応じた権利擁護支援を進めていくために、支援者がそれぞれの制度の特性を把握した上で本人に必要なサービスにつなぐことが大切となってきます。成年後見制度の場合ですと、後見のみならず、本人の意思決定がより反映される保佐、補助または任意後見の促進が成年後見制度の利用促進において大切な要素となると考えております。

課題を踏まえた今後の方針としまして、つくば成年後見センターで作成されたガイドブック。これがより支援者の方に広く行き渡るように周知を継続し、支援者が本人の意思決定能力に応じたサービスを検討できるような運用を目指して参ります。

では続いて活動指標でございます。講座研修の実施について、こちらの活動状況を把握するために、つくば成年後見センターで実施されている入門的内容の講座の参加者が制度利用に積極的になった割合、それと応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合を指標としています。それぞれの第二期計画の目標値は、第一期計画での実績を踏まえて新たに設定したものでございます。

概要としては各関係機関と連携し、権利擁護支援、成年後見等に関するパンフレットを作成・配布し、研修セミナー等を積極的に行う広報活動を推進しております。年度内に1回、入門講座、テーマ別講座をつくば成年後見センター主催で実施されております。課題、今後の方針としては、講座やセミナーの参加を通して、また概要にも記載のある関係機関等にチラシやパンフレットを設置し、そこから実際に相談に繋がったケースも多くあったことを踏まえて、この流れをさらに強化して参ります。医療機関、金融機関等に設置されたチラシ等を見て、実際に相談に繋がった機関への広報物の設置を継続し、また周知先の過不足、周知先を割り当て等把握した上で、講座・セミナー制度の案内をするなどして、あらゆる人に広く効果的に行き渡る周知を目指して参ります。

続いて4番目の活動指標についてです。成年後見人等の業務支援についての活動状況を把握するため、成年後見人等からの相談、実人数を指標としています。

この活動指標では主に親族後見人等からの相談が想定されております。第二期計画の目標値は、親族後見人選任自体が減少している実情を踏まえた数値設定となっております。

こちらの活動の概要は親族後見人、市民後見人等から、もしくは初めて後見人業務を担う方から支援に関する相談を応じる体制を構築します。取り組みとしては、後見等開始直後から後見人等への連絡調整、必要に応じて後見活動中にも支援チームによる会議を開催しております。今後の課題方針としましては、親族後見人が適切に後見等の業務を担えるように、つくば成年後見センターによるバックアップ体制があることを周知、家庭裁判所との密な情報共有を行うなどして関わりを強化しまして、親族後見人等つくば成年後見センターがチームとして関わることができるという意味でのサポート窓口があることを発信できるように進めて参ります。

それでは五つ目の活動指標です。10 ページ目でございます。市民後見人（法人後見支援員）の活動状況について。その状況を把握するため、法人後見支援員の延べ活動回数を指標としております。

概要は、利用者の生活に寄り添う意思決定支援に寄り添うことができる多様な担い手をお一人でも多く確保するために、地域の住民から市民後見人を育成します。現状の取り組みとしては、先ほど事務局から説明がありましたが、市民後見人養成講座修了生の実務経験の場として、法人後見と日常生活支援事業の支援員として活動をいただいております。また、そういった方々をフォローアップするための研修も、年度内に1回開催されて実施されております。

今後の課題方針としましては、担い手の確保の一つに法人後見がございますが、より多くの担い手による活動の推進のほか、法人後見活動がそういった観点から重要となってきます。これまでの取り組み状況から、市民後見人の育成活動方針を再度検討し、その上で今後、第二期養成講座を企画、実施して参ります。

それでは次の活動指標の最後六つ目の説明でございます。11 ページ目です。先に訂正箇所を申し上げます。活動指標横の延べ活動回数になっているかもしれないですが、延べ参加回数に訂正いたします。大変失礼いたしました。こちらは、チーム会議への中核機関の傘下の活動状況を把握するため、会議の延べ参加回数を指標としております。

概要としましては、中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参

加することで、地域の見守り体制の強化、本人の状況を継続的に把握して対応できる仕組みを構築することです。つくば成年後見センター後見人等支援関係者による個別支援会議を実施し、その中で支援者同士の役割分担、方針等を共有しております。

会議の趣旨としては、本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等を念頭に置いた会議を実施しております。今後の課題、方針について第一期計画ではチーム会議の開催もしくは参加にあたり、つくば成年後見センター等を含む各関係機関等の役割、連携するのに適した状況を把握することが必要な場面が見受けられていたということです。それを踏まえて、よりチーム会議を活発に行い参加できるようにするためには、円滑な連携を図るための準備が必要なことを見越した目標値設定が必要で、こちらの数字になっております。令和6年度から8年度の目標値の考え方としては、月2回チーム会議に参加することを想定した数値としております。

本委員会もそうですが、利用支援会議、その他個別ケース会議、各団体の取り組みなど、つくば成年後見センターを含む関係機関の役割を共有し、あわせてチーム会議に参加できる体制であることの周知も進めて参ります。

ここで、これまで説明した資料をさらに補足する形としまして当日資料をご覧ください。グラフが載っているものでございますが、こちらは障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に所属する方々を対象に、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度や相談窓口等の認知度、またはその運用状況、相談対応状況等について、権利擁護支援の状況を調べるためのアンケートとして実施したものです。おそらく白黒で印刷されているかと思うので各グラフがそれぞれありますが、このアンケートの結果からもそれぞれの領域の支援者が本人の状況に応じた制度が使い分けられるように、また適切な相談窓口につながるようなことができるよう、効果的な周知を今後進めていく必要があることが見て取れます。

全部はなかなか取り上げられないのですが、例えば設問12番目の最後の設問ですね。「成年後見制度と日常生活自立支援事業や、あんしん生活支援サービスの違いを説明できますか」という項目がございまして、今後の周知の取り組みとしては例えばこちらのほとんど説明できないという層をなるべく少しでも多く、ある程度説明できる、できるより上の層に移行できるような周知ができるよう

に、その効果的な周知を考えていく必要があるということです。こういったアンケートを参考にしながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。それではまた資料2に戻ります。

最後に、本計画の目標と施策でございます。これまでお伝えしてきました第一期計画における取り組み状況、課題、第二期計画策定に向けた今後の方針、また国の第二期計画等勘案したものを目標としております。

内容としては、目標1は本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善、保佐、補助の利用促進のほか、任意後見制度の利用促進。目標2は権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進しさらなる強化を図ります。内容としては、第一期計画の施策をさらに強化し推進するものとしております。詳しい内容については資料1の計画素案の10ページから11ページにかけて詳細がございます。

また、この中に国の第二期計画において優先して取り組む事項として、目標1の任意後見制度の利用促進、目標2の担い手の確保の推進が含まれています。本人の意思決定に寄り添った成年後見制度の運用利用促進をしていくために、保佐、補助人の促進、第一期計画で構築された本人・家族を支え、また関係者同士が有機的に連携できるように、権利擁護支援に着目した地域連携ネットワークを継続し、継続するとともにさらに推進、強化を図ることを第二期計画目標としております。

続きまして、本計画の施策です。目標を踏まえた第二期計画の施策です。資料1、計画素案の11ページ目から14ページ目にかけて詳細が記載されております。施策1、権利擁護支援の地域連携ネットワーク作りの強化。施策2、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の効果的な運営。目標を達成するため、第二期計画で構築した地域連携ネットワークのさらなる強化、中核機関の効果的な運用を実施いたします。漠然とした構築強化とならないよう地域連携ネットワークの機能、ネットワークに参加する関係機関と連携が必要とされる場面や、想定される役割等を把握することを念頭に置きながらネットワーク作りの強化を図って参ります。今回は、より本人の生活に沿った計画となるよう、新たに金融機関の役割等についても述べております。

施策2では中核機関の効果的な運用の進捗と課題等を適宜見直せるように第二期計画におきましても中核機関が実施する業務について示されております。先

ほどお話が出ておりました市長申立ての適切な実施、利用支援事業の適切な実施についても、施策2の(3)成年後見制度利用促進業務③成年後見制度を利用できる環境の整備に含まれる形となります。こちらも国の計画において優先して取り組む事項とされておりますので、成年後見制度の利用促進に当たり、必要な環境整備についても取り組んで参ります。今後、第二期計画策定のみならず国の動向、市の現状、関係機関の現状、権利擁護支援を必要とする人の実情など幅広い視点を持ちながら、つくば市としての成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めて参ります。

○椎名委員長

《協議事項 質疑応答》

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました第二期の基本計画の素案の素案、みたいな形になるかと思いますが、委員の皆様から何かご意見等ありましたらお願いいたします。では、山下委員お願いします。

○山下委員

ものすごく大変なことに時間が費やされる、特に相談業務というとな成年後見自体よくわかっていない方も多い中で、1回の相談時間に1時間、また訪問しては2時間というような時間を費やすと今の体制だと周知活動が進んで相談件数が増えた時に、一気に対応しきれなくなってしまうのではないかと懸念されるので、もし可能であればフローチャートのようなものでチェックをしていくと、日常生活自立支援とか後見制度の方がいいとか、チェックリストのようなものが作られると相談が短時間で済むようになるのではと思いますがいかがでしょうか。

○椎名委員長

成年後見センターさんはどうでしょうか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井センター長）

ご提案ありがとうございます。実は成年後見センターの方でもそういったフローを用意していて相談支援の場面では使用しております。多様な職種の皆様に周知できるよう活動して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○椎名委員長

ありがとうございます。大分順調に件数伸びていますよね。特に、つくば市の近隣もすごく数が増えていると思うので、そうした部分を考えていくというところ、資料2の13枚目スライドの右側の方の中核機関の効果的な運営の中身に入るとは思いますが、この辺りに機能強化みたいな文言も入れても良い気がします。順次必要があればという形でいくとは思いますが、ある程度目標値も現時点からの積み上げ型でやっていると思いますが、例えば理想的な状況の目標値というか、仮につくば市でいろんなものが理想的に進んだ場合、どのくらい後見人が必要なのか、被後見人がいるのだろうか、といったところから落とし込んでいく考え方はあるかと思えます。文言で高齢化率や認知症の方の人数、知的障害の方、精神障害の方の人数とか謳われてるところを見ていくと、まだ200人ぐらいというのは圧倒的に割合が少ないですよね。どのくらいだったら本当はいいだろうかというようなことを考えて、それを叶えるための担い手はどのようにあったらいいか、模索していくことも必要かと思えますので、すぐに盛り込めなくてもどのくらい必要かというところも考えていただけるといいかと思えました。以上です。その他、皆様いかがでしょうか。では、萩原委員お願いします。

○萩原委員

成年後見の数値の目標とか、いろいろなことが書いてあるのとは別に、各制度の利用促進の講座や研修で、こういうもの自体を知ってもらって、自分の財産やいろんなものをどうするか、もう少し手前で知らせるような活動を行ってみてもいいと思います。普段診療に関わっていると、どうしても治療方針或いは本人の意思を尊重してといっても、意思決定ができなくなっているような状況では、そういう話をしてもなかなか始まらないようなところもあって。もう少し前の段階でいろいろ話し合う機会があればいいのではないかと思います。これはこれでやっていただいて、それとは違う形の何か、もう少し自分のこととして考える機会を作っていただいたらいいのではないかと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。成年後見センターの出前講座や各種研修のことも関係

すると思うんですが、もっとたくさんやっていくぞとか、お考えはありますか。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

はい。委員のご指摘の通り、成年後見制度はこんな感じですよという前の段階の周知というのは非常に大事だと思っていて、さまざまな団体から地域出前講座を通して「成年後見制度とはどういうものかという話をしてください」というお話をいただいております。成年後見センターとしてはその前の段階でもう少しわかりやすいイメージとは何だろうと探っていた時に、終活とか、そういった準備をいただくためにはどうしたらいいとか、そうしたことをイメージできるような講座の開発をしていきたいと思っています。ご指摘いただきましてさらに検討を進めて参りたいと思います。

○椎名委員長

ありがとうございます。江藤委員、いかがですか。NPOの活動内容にこういったところ入ってくると思いますが。

○江藤委員

大変申し訳ないですが、私の活動は障害のある子供たちが、将来、親が亡くなった後にきちんと自分の生活を組み立てられるようにしましょうという勉強会をするのが基本的なところで当然、成年後見制度や信託、お金の話は必ず出てきますが、私は成年後見をお勧めしていません。必ず成年後見じゃなければいけないわけではない。ただ、親御さんがいなくなった時に、この子の助けになる、味方になってくれる人をお一人、見つけておいてくださいね、というのが私の話の中の後見ということに関することだと思っています。その方が親戚でも近所の方でも、親はいないのですから。ご兄弟であっても、誰でもいい。ただ、その人が頼れる場所として後見センターがある。要するに自分では見きれないという時には後見人を頼っていいんだよと。ご本人は意思決定が困難なわけですから、ご本人ができることではない。特に、ご高齢の方は息子さんや娘さんがいらっしゃればその方々が見ても構わない。障害のある子たちだと、兄弟たちはそれぞれの生活があるので厳しい。だから、後見人を利用したらどうかというふうな形でお話をさせていただいてます。だから、成年後見制度利用促進だけを目的にしてし

まうと少し違うのかなとお話を聞きながら考えていました。要するに、障害のある方、ご高齢の方、身動きがとれない方、生活困窮していらっしゃる方、そういったような方たちが助けてと言える相手の一つの方法だよというようなことが、もっと周知徹底されていった方が、成年後見という難しい言葉を使うよりもいいのではないかと私は考えています。だから、申し訳ありません、今ここで皆さんが成年後見制度推進しようと思面目に考えていらっしゃる方々の中で、成年後見では解決できないよと内心思っておりました。申し訳ございません。

○椎名委員長

そういった意見があった方が、意思決定やクオリティは上がるので、ぜひいろいろご発言いただいた方がいいと思います。ただ、最後まで自分で見るんだと言っても、にっちもさっちもいかなくなってから後見と言っても、なかなか上手くいかないのでは、少し早めに自分が元気なうちから後見に繋がってもらえると、後々専門職もやりやすいということはあると思いますよ。社協さんもこれからどんどん。まだ契約の段階ですが。

○事務局（つくば成年後見センター 河原井所長）

はい。ありがとうございます。特別支援学校や福祉支援センター、利用者の親の会等でもいろいろと説明をさせていただけるチャンスがございますので、しっかりと制度周知を含めまして、権利擁護全体を考えていけるようなお話をさせていただければと思っております。

○椎名委員長

はい。ありがとうございます。あと意思疎通ですね。意思疎通支援の研修でしっかりやっていかないと、成年後見の代理代行が強みに出てしまうところがあると思うので、つくば市で進めていく成年後見制度、意思疎通の研修を繰り返し行ったり、必ず受講されると利用される方のためになっていくところがあるので、少し強めに打ち出していけるんじゃないかなと思います。さて、その他、委員の皆様いかがでしょうか。素案自体の決定はまだこの先ですので、資料がたくさんありますので読み込んでいただいて、お気づきのことがあったら事務局に連絡という形でもよろしいでしょうか。はい。その他、今日ここで確認しておき

たい点をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。それではないようですので、次第のその他に移っていきたくと思いますが、その他に関しまして何か委員の皆様ありますでしょうか。事務局の方はいかがでしょうか。

6 その他（事務連絡）

○事務局（福田室長）

事務局の方からアナウンスという形で1点ご紹介させていただければと思います。当日お手元にお配りさせていただきましたA4 1枚のスケジュール表がございますので、これに触れておきたいと思います。令和5年度の第二期の促進計画の策定に向けたスケジュールの予定ということで、障害者の部分も高齢者の部分も合わせて記載されているというところがございます。実際、現行のサービスの計画自体が障害者プランの冊子内に内包されていて、高齢者プランについても同様に内包されているという形で双方に表記されているという形態で運用してございますので、次期の計画の策定にあたって、今回の第二期の促進基本計画を作ったものも内包していただいてリリースしていくというようなことを考えております。それに伴ってのスケジュールとなっております。一番表の左側のところが促進計画の見込み、進め方の見込みとなっております。真ん中に障害者の方のプランの進行状況、一番右端の方は高齢者の方の計画の進行状況というところで示させていただいているところです。それぞれ市の基本計画ですので、パブリックコメントをかけるタイミングがありまして、それからまたさらに一般の方々のご意見も拾って反映させられるところは反映させていただきまして、修正点がございましたらそれにつきましても委員の皆様方にお示しさせていただいて、年度末にはそれぞれの計画にまた盛り込んだ形で、二期計画をリリースしていくというような見込みでおります。特に左側、促進計画の流れで1月頃3回目の委員会も予定していますが、パブリックコメントの実施時期が前後する可能性がありまして、それに伴って少しずれたりするかなというところもございますけれども、それぞれの意見を反映させてから委員の方々には3回目の委員会の際に、形態につきましてもまた委員長とご相談させていただきますが、ぎりぎりになってしまう場合、もしくは書面ということも万が一あると思いますが、極力対面でお示しできればと考えておりますのでご承知おきいただければと思っております。以上です。

○椎名委員長

《その他 質疑応答》

ありがとうございました。ただいまのスケジュールにつきまして、ご意見ご質問等おありの方いらっしゃいますでしょうか。はい。江藤委員お願いします。

○江藤委員

スケジュール上、仕方がないとは思いますが、パブリックコメントが年末年始にかかることが間々あるんですね、12月1月とか。できたらその辺りは避けていただけたらありがたいなと。難しいのは重々承知しております。パブリックコメントの締め切りが1月何日と言われると結構バタバタしておりますので、特に冬休みは若いお母さんたちは対応できませんので、その辺りを避けるか、少し期間を長めに取るかしていただけると対応できるかなと思いますので、スケジュール上のことなので大変難しいということは理解しておりますが配慮いただけると。

○椎名委員長

はい。よろしく願いいたします。なかなかパブコメも、気づいたら終わっていたということが間々あります。その他いかがでしょうか。特にないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項はすべて終了ということにさせていただきます。その他委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。それでは、特にないようですので議事進行はこれで終了させていただきます。慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

○事務局（飯田係長）

《閉会》

椎名委員長ありがとうございました。本日は、限られた時間でありましたが、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。以上で、令和5年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

第二期成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール（予定）

月／計画	成年後見制度利用促進基本計画 （第二期）	障害者プラン （次期）	高齢者福祉計画 （第9期）
4月			
5月			
6月		第3回懇談会(骨子案)	
7月	第1回運営委員会（素案）		
8月			第4回会議（骨子案）
9月		第4回懇談会(素案)	
10月	第2回運営委員会（素案決定）		第5回会議（素案）
11月			
12月	パブリックコメント実施予定日（12/8～1/9予定）		
1月	第3回運営委員会（最終案） パブリックコメント報告	第5回懇談会(最終案) パブリックコメント報告	第6回会議（最終案） パブリックコメント報告
2月	原稿提出		
3月	印刷		

〇つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年4月16日

告示第189号

改正 平成25年3月29日告示第221号 平成30年10月9日告示第1096号

令和2年3月24日告示第188号 令和3年7月9日告示第480号

(題名改称)

令和4年3月30日告示第225号

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度を利用するための支援を行うことにより、要支援者の権利擁護を推進し、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

(令2告示188・全改)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後見開始等の審判 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項の規定による家庭裁判所の審判をいう。

(2) 審判請求費用 後見開始等の審判に関する手続の費用で、次に掲げるものをいう。

ア 家庭裁判所に予納する収入印紙代（申立手数料及び後見登記手数料に限る。）

イ 家庭裁判所に予納する郵便切手代（返還された額を除く。）

ウ 診断書作成費用

エ 鑑定費用

(3) 被後見人等 後見開始等の審判を受けた者

(4) 成年後見人等 次に掲げる者をいう。

ア 民法第8条に規定する成年後見人

イ 民法第12条に規定する保佐人

ウ 民法第16条に規定する補助人

(5) 報酬 家庭裁判所における報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）において決定した成年後見人等への報酬をいう。

(6) 後見等事務 成年後見並びに保佐及び補助を行うために必要な事務であつて、成年後見人等が行うものをいう。

(7) 施設等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号に規定する事業を行う施設又は事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

（平30告示1096・令2告示188・令3告示480・一部改正）

（費用等の助成）

第3条 市長は、成年後見制度審判請求費用助成金（以下「審判請求費用助成金」という。）を支給することにより審判請求費用を、成年後見制度報酬助成金（以下「報酬助成金」という。）を支給することにより報酬を助成するものとする。

（令2告示188・全改）

（審判請求費用助成金の支給の対象者等）

第4条 審判請求費用助成金の支給の対象となる者は、後見等開始の審判を請求した者で、かつ、後見等開始の審判の対象者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「本人」という。）又はその配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）とする。

(1) つくば市に住所を有する者（次に掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外

である者を除く。)

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により保護を実施する市区町村

イ 介護保険法第13条第1項本文の規定により介護保険の保険者になる市区町村

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により介護給付費等の支給決定を行う市区町村

(2) つくば市以外の市区町村に住所を有する者（前号イ又はウのいずれかの市区町村がつくば市である者に限り、前号アからウまでに掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外の市区町村である者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、つくば市以外の市町村の実施する制度により審判請求費用の助成を受けられる者については、審判請求費用助成金の支給の対象としない。

3 審判請求費用助成金の額は、別表左欄に掲げる支給対象者ごとに、同表中欄に掲げる所得等の状況に応じ、同表右欄に定める支給額とする。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第5条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書

（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 審判確定がわかる書類（審判書謄本の写し等）

(2) 審判請求費用の額を証明する書類

(3) 本人の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

- (4) 前条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村を確認できる書類
- (5) 別表中欄に掲げる所得等の状況に該当することが確認できる書類（審判請求費用の全額の支給を受けようとする場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、親族が後見開始等の審判を請求した場合において、後見開始等の審判が確定する前に本人が死亡したときは、当該親族は、本人が死亡した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書に前項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（審判請求費用助成金の支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、審判請求費用助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（令2告示188・追加）

（審判請求費用助成金の請求）

第7条 前条の規定による支給決定通知を受けた者は、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（令2告示188・追加）

（報酬助成金の支給対象者）

第8条 報酬助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等（当該被後見人等の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）が後見人等である者を除く。）とする。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費（生活保護法に基づく保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助及び医療扶助の基準の合計額をいう。以下同じ。）の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が報酬助成金の支給を受ける前に死亡したときは、当該対象者の後見人等であった者（対象者が死亡した時点で後見人等であった者に限る。）は、報酬助成金の支給を受けることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、つくば市以外の市区町村の実施する制度により報酬の助成を受けられる者については、報酬助成金の支給の対象としない。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給等）

第9条 市長は、後見等事務が行われた月数（月の途中で成年後見人等の就退任があったときは、当該就退任があった月を含む月数とする。）に応じ、次項に定めるところにより、対象者に対して報酬助成金を支給する。

2 報酬助成金の額は、1月当たり、28,000円（被後見人等が月の初日から末日まで病院に入院し、又は施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合にあっては、18,000円）と報酬の額とを比較して少ない方の額とする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第4条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の申請）

第10条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確

認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 対象者の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）
- (2) 第4条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村が確認できる書類
- (3) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は同条第3項に規定する閉鎖登記事項証明書（第8条第2項の規定により後見人等であった者が申請する場合に限る。）
- (4) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書の写し
- (5) 第8条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる書類
- (6) 成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 報酬助成金の支給を受けようとする者は、報酬付与の審判書を受け取った日から1年以内に前項の規定による申請を行うものとする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第5条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、報酬助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平30告示1096・全改、令2告示188・旧第6条繰下・一部改正）

（報酬助成金の支給の請求）

第12条 受給資格者は、前条の規定による通知を受けた場合において報酬助成金の支給を請求しようとするときは、つくば市成年後見制度報酬助成金支給請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（平30告示1096・旧第9条繰上・一部改正、令2告示188・旧第7条繰下・一部改正）

(報告の義務)

第13条 第10条の規定による申請をした者及び第11条の規定による報酬助成金の支給の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年被後見人等状況報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人等が第8条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 被後見人等が住所を移転したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被後見人等の資産状況、生活状況等について市長が報告を必要と認める変化があったとき。

(平30告示1096・追加、令2告示188・旧第8条繰下・一部改正)

(助成金の返還)

第14条 市長は、虚偽の申請その他の不正の行為により審判請求費用助成金又は報酬助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けた者があるときは、つくば市成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書(様式第8号)によりその者に当該助成金の返還を命じる旨を通知し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(平30告示1096・追加、令2告示188・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年告示第221号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第1096号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年告示第188号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第480号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のつくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に支給決定した助成金について適用する。

附 則 (令和4年告示第225号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令2告示188・追加、令3告示480・一部改正)

支給対象者	所得等の状況	支給額
本人	次のいずれかに該当する者 (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者	審判請求費用の全額
	上記以外の者	審判請求費用 (診断書作成費用に限る。) と5,000円

		とを比較して少ない方の額
親族	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税である者	審判請求費用の全額
	上記以外の者	審判請求費用（診断書作成費用に限る。）と5,000円 とを比較して少ない方の額

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

つくば市長 宛て

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書

成年後見制度審判請求費用助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (申立人)	住 所	電話番号			
	氏 名		成年被後見人等 との関係		
成年被後見 人等 (本人)	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 □ つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 □ つくば市が介護保険の保険者である。 □ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
	氏 名		生年月日	年 月 日	
審判請求に要した額	円				
	内 訳	収入印紙	円	切 手	円
		鑑定費用	円	診断書	円

以下、該当する区分の□にレ点を付してください。

申立人が 本人の場合	<input type="checkbox"/>	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (年 月 日から 年 月 日)
	<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (年 月 日から)
	<input type="checkbox"/>	被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の 合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3 月分の最低生活費を下回る者
	<input type="checkbox"/>	上記以外
申立人が 親族の場合	<input type="checkbox"/>	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の申立日の属する年度分の市町 村民税（4月から6月までの間に申立てをした場合にあつては、前年 度の市町村民税）が非課税
	<input type="checkbox"/>	上記以外

※ 収入及び資産状況を含む申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、支給された助成金の全部又は一部の返還が必要となります。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

つくば市長

印

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった審判請求費用助成金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 支給する	支給額	円
<input type="checkbox"/> 支給しない	理由	

注意事項

虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の支給を受けたときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求します。

問合せ先（担当部署及びその連絡先）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

つくば市長 宛て

請求者 住所
氏名

㊞

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった成年後見制度審判請求費用助成金について、次のとおり請求します。

支給請求額 金 _____ 円

振込先金融機関	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協 () 本店・支店・支所		
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書

つくば市成年後見制度報酬助成金を受けたいので、次のとおり申請します。

成年被後見人等	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 □ つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 □ つくば市が介護保険の保険者である。 □ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
		氏 名	生年月日	年 月 日	
	入所・入院先 施設等 <small>※入所等の場合のみ</small>	名 称			
		所在地			
利用月		※ 月の初日から末日まで利用した月のみ			
成年後見人等	住 所				
	氏 名		後見等の種類		
報酬付与の審判で決定された報酬額		年 月 日から 年 月 日までの間の報酬として 円			
支給申請額		円			

以下、該当する区分の□にレ点を付してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (年 月 日から 年 月 日)
<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (年 月 日から)
<input type="checkbox"/>	被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者

※ 収入及び資産状況を含む申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定に基づき、支給された助成金の全部又は一部の返還が必要となります。

様式第 5 号 (第 11 条関係)

第 年 月 日

様

つくば市長

㊟

つくば市成年後見制度報酬助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見制度報酬助成金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 支給する	支給額	円
<input type="checkbox"/> 支給しない	理由	

注意事項

虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の支給を受けたときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求します。

問合せ先（担当部署及びその連絡先）

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

請求者 住所
氏名

㊞

つくば市成年後見制度報酬助成金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった成年後見制度報酬助成金について、次のとおり請求します。

支給請求額 金 _____ 円

振込先金融機関	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協 () 本店・支店・支所		
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

成年被後見人等 住所
氏名

成年被後見人等状況報告書

成年被後見人等の資産状況、生活状況等に変化があったので、次のとおり報告します。

成年被後見人等	氏名	
	住所	
状況変化の内容	<input type="checkbox"/> 被後見人等が次の各号のいずれにも該当しなくなった。 (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者 <input type="checkbox"/> 被後見人等が住所を移転した。 移転先住所（ ） <input type="checkbox"/> 被後見人等の資産状況、生活状況等について変化があった。 その内容（ ）	

※ 変化の内容が確認できる書類を添付してください。

様式第 8 号（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

様

つくば市長

㊟

つくば市成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号にて支給の決定を通知し、あなたに支給した助成金については、次のとおりその返還を命じます。

成年被後見人等氏名	
成年後見人等氏名	
支給した 助成金の 金額	円
返還を命じる 助成金の金額	円
返還を命じる理由	
備考	

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項
- (2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項
- (4) その他推進事業の実施に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

- (1) 学識関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療保健関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

第7条 市長は、委員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する委員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 3 委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員は、会議へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第8条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

- 2 前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

(情報の公開・管理)

第11条 事業の透明性を確保する観点から、委員会及び協議に関わる資料は原則公開とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日決裁）

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年7月6日決裁）

この要項は、令和5年7月7日から施行する。

附 則（令和5年10月4日決裁）

この要項は、令和5年10月5日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) - (2) (略)</p> <p><u>(3) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項</u></p> <p><u>(4) その他推進事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p>第3条-第6条 (略)</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による<u>会議</u>)</p> <p>第7条 市長は、委員の全部又は一部について、<u>会議</u>を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、<u>会議</u>を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、<u>会議</u>の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により<u>会議</u>を開催する場合には、<u>会議</u>を開催する場所に参集する委員を除き、当該<u>会議</u>に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。</p> <p>3 委員が映像等の送受信による通話の方法により<u>会議</u>に参加したときは、</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) - (2) (略)</p> <p><u>(3) その他推進事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p>第3条-第6条 (略)</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による<u>懇談会</u>)</p> <p>第7条 市長は、委員の全部又は一部について、<u>懇談会</u>を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、<u>懇談会</u>を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、<u>懇談会</u>の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により<u>懇談会</u>を開催する場合には、<u>懇談会</u>を開催する場所に参集する委員を除き、当該<u>懇談会</u>に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。</p> <p>3 委員が映像等の送受信による通話の方法により<u>懇談会</u>に参加したとき</p>

当該委員は、会議へ出席したものとみなす。

4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

第8条 (以下略)

は、当該委員は、懇談会へ出席したものとみなす。

4 映像等の送受信による通話の方法による懇談会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

第8条 (以下略)

第二期成年後見制度利用促進基本計画 の策定について



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。
 - ※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

【参考】成年後見制度利用促進専門家会議のスケジュール等について

令和3年

3月29日

● 第7回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・成年後見制度利用促進の現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

4月～

● ワーキング・グループで検討開始

- 地域連携ネットワークWG(7回)
- 成年後見制度の運用改善等WG(1回)

6月28日

● 第8回 専門家会議

- ・関係各省庁・最高裁から取組報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

7月30日

● 第9回 専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

8月4日

● 次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめ 公表

8月24日

● 第10回 専門家会議

- ・委員及び当事者団体等からの意見
「現場から見た中・長期的課題について」

9月～

● ワーキング・グループで検討継続

- 福祉・行政と司法の連携強化WG(2回)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG(3回)

10月25日

● 第11回 専門家会議

- ・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

12月15日

● 第12回 専門家会議

- ・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等

12月22日

● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項について」を公表

令和4年

1月21日

● パブリックコメントの実施(～2月18日)

3月

- 成年後見制度利用促進会議で「第二期基本計画」(案)の承認
- 「第二期基本計画」閣議決定

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の思いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

② 地域連携ネットワークづくりの進め方

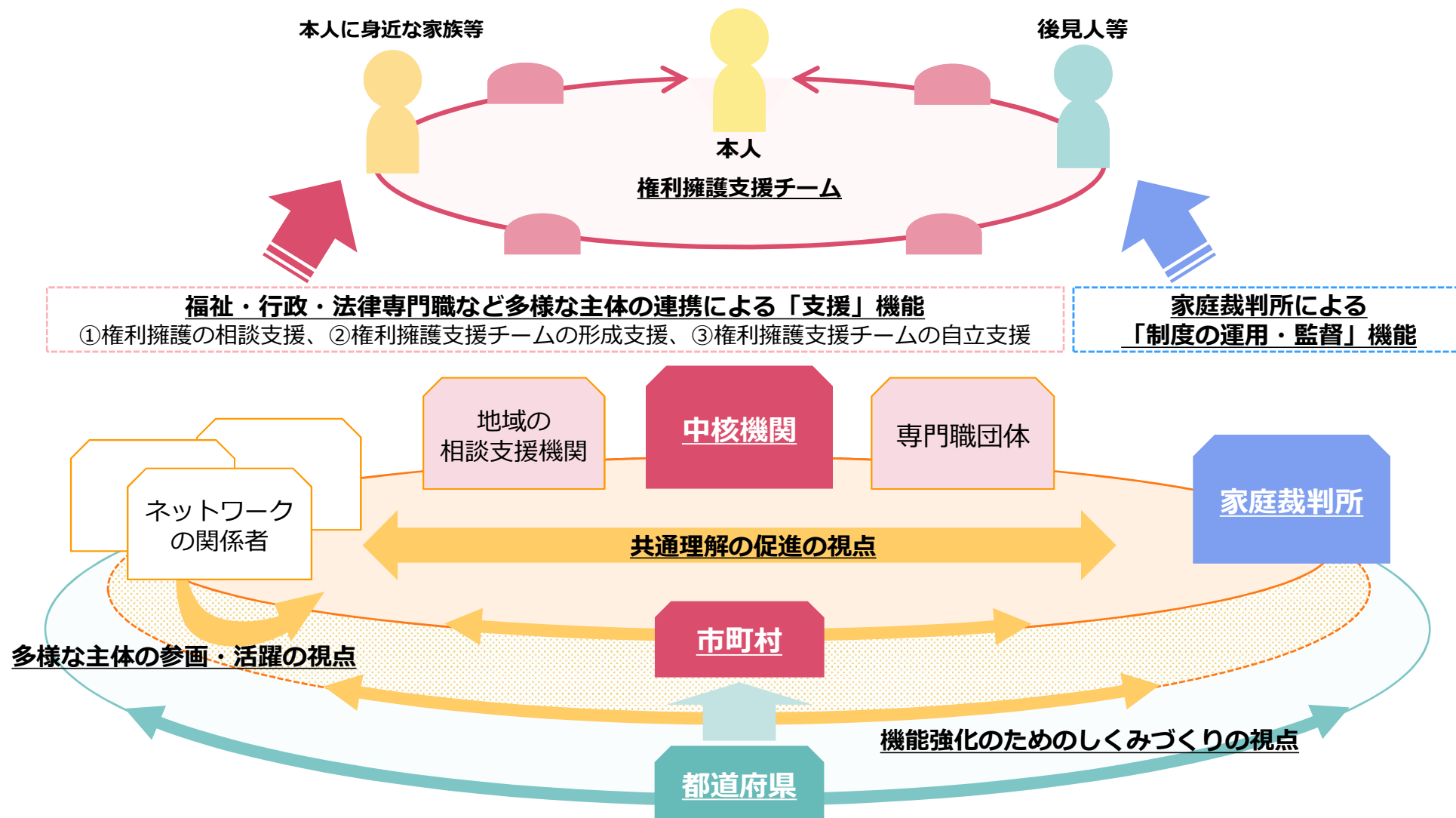
これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	①「制度利用の案内」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	②「適切な選任形態の判断」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	③「適切な後見事務の確保」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

4 優先して取り組む事項

○ 市町村長申立ての適切な実施

- 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

工程表・K P I

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		全国で適切に実施する方策の検討		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
討 等 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—						
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—							
不 正 防 止 の 徹 底 と 利 用 し や す さ の 調 和	後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
・保険の普及等事後救済策の検討	—							
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

会 議 録

会議名称		令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和6年(2024年)1月25日 開会 14:00 閉会 15:00		
開催場所		つくば市本庁舎204会議室		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、漆川雄一郎、小川直宏、武石佳宏、萩原直木、江藤睦、塚本武志、武田山下広見、田邊佐貴子、長卓良		
	事務局	福祉部 : 根本部長 : 相澤次長 障害福祉課 : 岡田課長 障害者地域支援室 : 福田室長、片桐主任 地域包括支援課 : 相澤課長、飯田係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会(つくば成年後見センター) : 河原井所長		
欠席委員		大脇富士子		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	0人	
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) パブリックコメント実施結果について 4 協議事項 (2) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案について 5 その他 6 閉 会			

1 開会

○事務局（飯田係長）

定刻より少し前になりますが、委員の皆様お揃いになりましたので、ただいまより「令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を開会いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます福祉部地域包括支援課の飯田と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。議事録作成にあたりまして、本委員会での発言内容を録音しておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願ひいたします。それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに椎名委員長よりご挨拶をお願ひいたします。

2 あいさつ

○椎名委員長

令和5年度3回目の会議になります。年明けから能登半島の地震等、色々な事がありまして、ちょっと大変な事になってはいますが、物事いろいろ備えていきたいと思ひます。本委員会がスムーズに進んでいくよう皆様ご協力をお願ひしたいと思ひます。本日も活発なご審議よろしくお願ひいたします。

○事務局（飯田係長）

《委員会に関する説明》

椎名委員長ありがとうございました。事務局から会議の公開に関する連絡事項がございます。本委員会につきましては、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この公開を一部公開といたします。つくば市成年後見制度推進事業運営委員会、設置要綱第五条第2項におきまして、委員長は委員会を代表し、会務を総理するという事になっております。以後の議事進行につきましては、椎名委員長よろしくお願ひいたします。

○椎名委員長

それでは会議を始めさせていただきます。はじめに出席数の確認をしたいと思ひますが現在、出席委員が11名で大脇委員から欠席の連絡が届いております。過半数に達しておりますので、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要

綱第6条第3項に基づき、この会議が成立することを報告いたします。

3 報告事項

○椎名委員長

それでは、報告事項(1)パブリックコメント実施結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主任）

《資料1に基づきパブリックコメント実施結果について報告》

障害者地域支援室の片桐と申します。第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画パブリックコメント実施結果について事務局よりご報告をいたします。資料1をご覧ください。意見の集計結果でございます。令和5年12月8日から令和6年1月9日までの間、この計画について意見募集を行なった結果、お1人の方から3件意見の提出がございました。これらの意見については、適宜要約した上で項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめたものです。その下の表で意見の概要及び意見に対する市の考え方についてですが、今回いただいたご意見におきましては、いずれも計画本編に触れたものではなく、運営委員会の設置要項に関するものでございました。市の考え方につきましては資料の記載の通りとなっております。次にパブリックコメント実施後の修正について説明をいたします。修正の内容の表の下、ページをご覧ください。今回の修正案につきましては、パブリックコメントによるものではございませんが、表の記載の通り修正をいたしました。資料2の第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画最終案、資料2の3ページと合わせてご覧ください。まず一つ目、資料の1-3ページ、こちらは②の高齢化率、高齢者人口、認知症高齢者の推移、統計データに関する数値の修正となっております。最新の統計データに合わせて、数値及び基準日も含め修正をしているものです。続いて、真ん中の行の9ページ目に関する修正について説明をいたします。資料2の9ページをご覧ください。こちらは本計画の目標、本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善の取り組みに関する修正箇所です。こちらに書いてあるのが、任意後見制度の利用促進についてですが、より分かりやすく示せるように、任意後見制度という単語の追記等を行っ

ております。続いて、下の行の資料2の13ページに関する修正箇所です。こちらは、本計画の施策の権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化に関する修正箇所です。13ページ(3)成年後見制度利用促進業務の③の箇所です。本計画の目的が、冒頭のご挨拶でも椎名委員長のご挨拶でもありました通り、成年後見制度の利用促進円滑化を主な目的としていることから、そのことを踏まえまして計画内においてもその趣旨を反映できる語句を使用するという形で加筆修正を行っております。また、こちらの資料には記載はございませんが、その他、計画本文中の単純誤記を修正しています。パブリックコメント実施結果の報告は以上です。

○椎名委員長

《報告事項 質疑応答》

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○小川委員

リーガルサポートの小川です。質問は資料1の1枚目の「ご意見がお一人の方から出た」というところなんですけれども、これは「貴重なご意見として参考にさせていただきます」という市としての回答を、実際に差し上げてご本人も納得されているということで終わっている話でしょうか。

○椎名委員長

事務局、お願いします。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主任）

結果の公表につきましては、こちらの参考資料1に記載があります。ご参照いただければと思いますが、まだ個別にお返事回答等はしていない状況でして、こちらの本計画を含めまして、パブリックコメントの結果等を、今取りまとめを行っているところです。公表用の資料に取りまとめた上で、こちらに記載のある時期にホームページや広報で書面を用いて回答する予定となっております。

○小川委員

承知しました。ありがとうございます。

○椎名委員長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。塚本委員お願いいたします。

○塚本委員

今までの経過を見ますと、まだまだご利用されている方は少ない。私どもの精神障害者の団体でこの間、出前講座を受けて、結果として一人受けたいということで、いろいろやったら法定後見では無理で、任意後見でいこうかというようなことでね。やっぱり話を聞けば、そういう人も段々出てくるのかなど。出前講座をもっと積極的にしていったほうがいいんじゃないかと思っています。以上です。

○椎名委員長

ありがとうございます。今日の議題である第2期計画ですが、書面だけだと分かりにくいと思いますので、各専門職がこの計画を使って説明できるように。昨日読んでいた解説記事で、こういう教科書とか書類がフリーズドライみたいな。人がそこに水分を与えて、ちゃんと食べやすくするような解説記事で、そういうことをきちんとできないといけないなと思いましたので、計画を使った形の出前講座や各専門職が説明できるような形での研修等も含めて、どうぞよろしくお願いいたします。その他、パブリックコメントにつきましては、どうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にないようですので、協議事項の方に移っていきたいと思います。

4 協議事項

○椎名委員長

本日の協議事項は1点です。第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（障害者地域支援室・片桐主任）

それでは、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案について、事務局より説明をいたします。資料3をご覧ください。前回10月に行いました第2回委員会におきまして、皆様にごいただいたご意見と、先ほどご報告いたしました昨年の12月から今年の1月にかけて行った「パブリックコメント実施結果」等の経過を踏まえて、計画最終案として作成したものです。今回は、前回10月の委員会で皆様と共有した計画から、今、申しあげました経過を踏まえて変更となった点を、こちらの資料を用いて説明いたします。なお、単純誤記の加筆修正箇所につきましては、説明を割愛させていただきますのでご了承ください。資料3の主な変更点②をご覧ください。こちらは資料2の1ページ「計画の位置付け」に該当する箇所です。計画の位置付けのところですが、成年後見制度の施策に関する基本的な計画という位置付けを示している他、「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であること。「つくば市障害者プラン」「つくば市高齢者福祉計画」等との整合性など、本市が策定している他の計画との関連について、新たに示しているものです。続いて、主な変更点④をご覧ください。こちらは、先ほどの報告でも申しあげました高齢化率、高齢者人口等の統計データを最新の数値に修正しているものです。なお、数値の修正をした後ですが、資料2の2ページに記載の「本市の現状」で、増加傾向にあるという内容自体は変わりありません。ここからが、語句レベルの修正にとどまっていますので割愛が続きます。続いて、主な変更点⑩をご覧ください。こちらは本計画の目標の1「本人らしい生活が継続できるように制度の運用改善を図ります」という箇所の中の一つ、「本人の意思決定に寄り添った運用」のところですが、資料2で9ページ「(1)本人の意思決定に寄り添った運用」の黒丸2番目のところですが。こちらは10月の前回の委員会でいただいたご意見をもとに修正をしております。「可能な限り利用者の意思を丁寧に理解し」というところから、「継続的に確認し」という表現に修正をしております。続いて、「(3)任意後見制度の利用促進」の修正箇所ですが、こちらでもパブリックコメントの実施結果で報告したものと同様に、任意後見制度の促進に関する記載内容をより分かりやすく、語句を追加する形で加筆修正を行っております。では続いて、変更点⑫をご覧ください。こちらでも先ほどのパブリックコメントの実施結果の報告の修正内容のとこ

ろで説明したものと同様の内容です。本計画の施策の二つ目の施策である「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化」としまして、成年後見制度の利用促進に関する業務に触れている内容となりますが、本計画の趣旨をより分かりやすく示すことができるように、今回このような形で加筆修正を行っております。「成年後見制度を利用できる環境」から「成年後見制度の利用促進が可能な環境の整備」という内容で加筆修正を行いました。続いて、主な変更点⑬に移ります。少し細かいところですが、10月の計画では、参考情報として成年後見制度の概要と用語説明の順番が逆になっていたものを皆様にお示していたかと思いますが、他の市の計画のレイアウトと整合性を図るため、順番を入れ替えさせていただいております。最終案では、先に成年後見制度の概要について、そのあとに用語説明の構成となっております。また「成年後見制度の概要」(2)法定後見制度の表中の赤字の箇所につきまして、保佐、補助において「成年後見人等の同意が必要な行為(同意見)」の「民法第13条1項所定の行為」の行為が、例があった方がより分かりやすいであろうというご意見を前回いただいたと思いますので、簡易的ですが、注釈として加筆をしております。最後に、主な変更点⑭をご覧ください。こちらの用語説明では、前回の委員会で頂いたご意見を参考にした上で、また今回の計画でも、所々キーワードと言っていいかどうかというところですが、「意思決定支援」について内容を新たに掲載しております。市が策定する計画という性質とページの構成の都合等があり、このような形で修正を図っております。主な変更点の説明については以上となります。本日、皆様から再度ご意見をいただき、本計画の最終案として仕上げて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○椎名委員長

《協議事項 質疑応答》

ありがとうございました。それでは、変更点の部分を資料3で説明をいただいた訳ですが、それ以外の資料2、最終案につきまして、ご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○椎名委員長

こちらから少し確認してもいいですか。市の計画なので、ページ構成のルールがあるとか。例えば、この表組みの中の表現の仕方で、行の途中で単語が分断されてしまう。行末に単語が入っていて、読むときに少し読みにくいところがあるので、意図的に改行して単語が分断されないような処理をしても大丈夫ですか。例えば、資料3の主な変更点⑭の意思決定支援の説明の表の内容の最後の説明で、普通に文章を追っていくとこんな感じになるんですけど、「価値観や選好に基づき」といったところの行が変わってしまう。表現としてはこれで普通ですが、一つずつ、ずらした方が読み取りやすいと思います。大きく変えると大変ですが、少し変えるだけで読みやすくなる。読み易さに対する配慮として、書き方を少しいじれるといいかなと思いました。内容そのものの変更ではないです。

○事務局（障害者地域支援室・福田室長）

文言の修正やレイアウトの配置の修正、いわゆる軽微な修正の範囲で、今後見直しの中で言い間違いや漢字をまた直さなければいけない部分もあります。また軽微な修正で、修正できる範囲かと思いますので、この時期、他の計画も提出されますので、合わせてレイアウトを確認して参りたいと思います。ありがとうございます。

○椎名委員長

よろしく願いいたします。その他、いかがでしょうか。では、漆川委員お願いいたします。

○漆川委員

弁護士の漆川です。最終案の内容の変更を求めるものではないのですが、確認させて頂きたいところがあります。主な変更点⑤下の表「権利擁護の相談延べ件数」ですが、令和5年度はまだ途中ですが、おおよそ傾向としてはどのぐらいの数字になりそうですか。成年後見センターが圧倒的に多くて、次に地域包括支援センター、基幹相談支援センター、おおよそ変わらない形になりそうですか。まだ数字がわからなければいいんですが、これだけ相談件数が違うというのは、何か

原因を把握されているのかと思ひまして。後見センターは広報がすごくうまくいっているとか、何かそういった原因があるのであれば、「今後の方針」で「周知が十分なところと不足しているところを把握し」のところに、具体的な内容や広報がここにあったらうまくいくので、次はこういうふうにといった具体的なものが書けると思ひて、相談件数がこれだけ違う原因が何かあるのか分析されていれば、文言に付け加えることも可能だと思ひた次第です。

○椎名委員長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（障害者地域支援室・福田室長）

事務局から少しコメントさせていただきます。状況をより明確に説明していくための文言の加筆になると思ひますので、「今後の方針」の部分の表現の仕方、表現を少し工夫できるかを少し中で検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます

○椎名委員長

あとは、計画がスタートしてから実際にそれぞれの相談機関に入ってくる相談の経路等の分析をしっかりと行って、周知が足りていないところに対してアプローチをかけていくことをどんどん具体化していくことは必要かと思ひます。

○漆川委員

ありがとうございました。

○椎名委員長

できれば、地域包括支援センターと基幹相談支援センターの相談件数もある程度は上がってもらえるといいかなと思ひます。では、萩原委員お願いいたします。

○萩原委員

同じようなことですが、疑問というか、資料2の2ページ目の3のあたりに「障

「被害者手帳の所持者」とか内訳が書いてあって、その次のところにも「精神障害」や「知的障害」とかいろいろ書いてあるんですけども、「利用者延べ件数」になると、そういう内訳はなくなっているんですけども、どういう人たちに利用があって、どの辺のところ利用が進まなくて、椎名委員長のお話と同じようになりますけれども、どういうところに周知していくと、より利用が進むのかとか、この内訳の「後見」「保佐」「補助」と書いてありますので、そういう分析をしてどういう人たちが利用するかというのがあると分かりやすいと思ったんですが。

○椎名委員長

事務局からどうでしょうか。現状を一言でといった形になると思いますが。

○事務局（障害者地域支援室・福田室長）

事務局からお答えさせていただきます。おっしゃる通りで、計画の文言の中で表現というところまでは、文章としては表現されていないところで、ただ、とても大事な部分であるというふうに受けとめさせて頂いております。日々の成年後見と権利擁護関係の業務の中での社協さんがあって、成年後見センターとの業務連絡の定例的な打ち合わせの中では、個別のケースに対して、業務の中でネットワークをどう接続していくのかということを実際、積み上げるやりとりをしておりますので、その中で分析してターゲットをどう絞っていくか、どういう事業を行っていけば効果的か、日々やりとりが行われております。そこをもう少し体系的に詰めて、場合によっては計画の中に表現としても落とし込めるようになっていければいいのかなと感じた次第です。本計画の中では、そこまで盛り込むのは、なかなか今まとめるのが難しいところですが、頂いたご意見をもとにして、そういった分析をしてどう取り組んでいくのか、具体的に表現できるように少し詰めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○椎名委員長

ありがとうございます。資料2の9ページ「本計画の目標」目標1(2)「保佐、補助の利用促進」というような見出しが立てられていますので、この辺が現状の

一端というところでしょうか。認知症の方で、後見類型で事後的な対応というところが、全国的に数が多く、補助類型や保佐類型といった仕組みの利用がまだ低調。任意後見も同じようなところがあるかと思imasので、そうした部分の利用促進を、というのが目標値に入っていると解釈頂ければいいかなと思います。では、塚本委員お願いいたします。

○塚本委員

私なんかは、全く無資格でね。そういう相談に乗れる立場じゃないですけども、実際の現場では、いろんな相談を受け、今まで対応してきました。一番困ったのはお金のやりとりでね。相手が、段々、認知症がひどくなって、最終的にはうやむやになっちゃうということで、この制度は非常に画期的でいいんですけど、ただ、相手がまだ、今までの延長でという認識の方が多いのでね。実際にはもっともっと噛み砕いて、こういう制度が利用できるような環境や雰囲気を一瞬も早く作ってほしいと実際には思っています。

○椎名委員長

ありがとうございます。「噛み砕いた、分かりやすい版」のような、研修にも使えるような資料の作成をお願いいたします。

○椎名委員長

本日の協議を終えて最終案ということになりますので、何か伺いたいことがありましたら、お願いいたします。特にないでしょうか。それでは、こちらの資料2を最終案として提出をするということで皆様、ご異議ありませんでしょうか。ありがとうございました。それでは、こちらの資料2の方を最終案として提出をさせて頂くことになると思います。ありがとうございます。本日の協議事項は以上、1点です。その他の部分について事務局、何かありますか。

○事務局（地域包括支援課・飯田係長）

地域包括支援課の飯田と申します。先ほど、先生から頂いたご意見で、表示の仕方のところで、地域包括支援センターと地域包括支援課の表示について、件数

的には、今回の計画には少し難しいところがあると思いますが、先生がおっしゃったような分析を明確にして、どういったところに周知が足りないか、委託地域包括支援センターにも、もっと周知を呼びかける等、地域包括支援課の方でも周知方法を検討していきたいと考えています。ご意見ありがとうございました。補足させていただきました。

5 その他

○椎名委員長

ありがとうございました。その他、運営委員会は計画だけではないので、令和5年度、まもなく年度末を迎えますが、今年度の成年後見制度の成年後見センターの活動の概況等を資料はありませんが、よろしければ担当の方から説明をお願いしたいのですが、大丈夫ですか。

○事務局（つくば成年後見センター・河原井センター長）

《令和5年度成年後見制度の概況の説明》

成年後見センターの河原井です。手短にご説明申し上げたいと思います。先ほど、委員の方からのご質問と関連する内容としましては、令和6年1月現在の相談件数を合計しますと、年度内に1,500件を超える勢いになっております。前年度を確実に超えていくだろうと予想しております。他機関との相談件数の差は、他機関では権利擁護以外の相談も受けているので、そこで抽出、また一時的に拾ったものを二次相談機関の専門機関である我々の方で、何回も何回も相談対応するため、数字の差が出てくるんだろと現場として感じております。引き続き、車の乗り心地ではありませんが、立てばねを、有効に使っていけるように、各機関と協力していきたいと思っております。成年後見センターとしましては、任意後見の推進についても力を入れたいということで、利用促進基本計画に載せて、周知しているところです。令和6年1月現在では、それまで2件だった件数が、3件目の受任契約をさせて頂いたところです。現在5名の方の相談が進んでおり、うち2件はそのまま契約という方向にいけるのではないかと、手応えを感じております。少なからず、そうした形で任意後見の方も必要とされる方が、市内にいらっしゃいます。また法定後見につきましても、先日、法人後見受任審査会で審

査いただいた案件が受任相当で、合計しますと、15 件目の法定後見の受任という形になりました。社会福祉協議会では何件までという話は考えられるものではないので、状況に応じて対応できるようにしっかり仕事をしていきたいと考えています。以上で説明を終わりたいと思います。

○椎名委員長

《令和5年度成年後見制度の概況について 質疑応答》

ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問ご意見お持ちの方いらっしゃいましたらお願いいたします。小川委員からお願いします。

○小川委員

先ほど最後に報告いただいた現在の受任件数についてですが、感覚として15件はすごい多いなと。法定後見が多いなということと、任意後見はすぐ発動する訳ではないので。2件、3件目、4件目、5件目が進行中ということなんですけど、法定後見のところは15件受けられて、来年度も掘り起こしが進んでいくかと思うんですけども。どのぐらいまで許容されるおつもりなのかをお伺いしたいです。

○椎名委員長

事務局、お願いします。はい。では、長委員の方でお願いします。

○長委員

委員の立場というよりも、社協の関係者ということで少しお話しさせていただきたいんですけども。副委員長からもありましたように、限界はどこなんだという話なんですけれども、かなり近づいているというのが実情です。もう本当に余裕がないような状況に近づいていて、法人後見人としての立場もありますし、中核機関としての立場もありますし、任意後見を広めていかなきゃならないという立場もありますので、担当は限界に来ているのかなという思いがあります。ただ、それでも必要ならば受けなければならないので、今後については、少し市の方とも調整しながら令和6年度、令和7年度あたりに向けて、少し調整が必要な

状況があると思います。以上です。

○椎名委員長

よろしいでしょうか。

○小川委員

ありがとうございます。私、毎年言っているようではありますが、動ける人の数が増えれば、受けられる件数は増えてくるかと思いますが、社協さんだけで決められる部分ではないと思うし、予算の問題もあると思いますので、意見として後見センターのマンパワーを増強することをお願いしたいと思います。以上です。

○椎名委員長

ご意見を頂戴いたしましたので、ご検討、ご対応等よろしく願いいたします。他にご意見ありますか。大丈夫ですか。その他いかがでしょうか。何か田邊委員ありますか。

○田邊委員

民生委員の田邊と申します。民生委員の協議会では、毎月行ってる定例会では、私どもの地区でも、今度3月に成年後見人制度の説明を地域包括支援センターの方から受けることが予定されています。そういうふうに、全民児協で、まずは民生委員が知識を広く認識し、地域の方は問題が起きてから民生委員に相談されるような流れで普段相談を受けるとと思いますので、その制度を知っていないために、相談を受けた時には結構深刻な状態になっていて、なかなか利用して頂くのが難しくなる場合もありますし、特に、昔はそういうものがなかった時代に、しっかりされていた方が認知症になってしまって、もう、あと残った家族は、どうしようもないようなことになっているケースが実際にあります。やはり、一般の方も広く元気うちに、自分がもし、そういうふうに出なくなつた時には、利用した方が良いということを認識して頂けるように、広報して頂くことが大事だと思います。私の方でも、民生委員の認識を広めることについて、ご協力させて頂きたいと思っております。

○椎名委員長

ありがとうございます。その他、委員の皆様、いかがでしょうか。それでは、特にないようですので、こちらの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた今後のスケジュールに関して、事務局の方から説明をお願いしてもよろしいですか。

○事務局（障害者地域支援室・福田室長）

《今後のスケジュールについて説明》

参考資料1をご覧ください。第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュールの予定になっています。表の中ほど左側、成年後見制度利用促進基本計画第2期の動きで、一番左側の色が付いていない下の方、1月25日、本日で、今回第3回運営委員会で最終案を皆様で取りまとめて頂きまして、パブリックコメント報告に進めていくと記載がございます。同時期で、真ん中が障害者プランについての動きで、今後、今月末に同様の取りまとめの会議を予定しています。さらに右のところでは、つくば市高齢者福祉計画の第9期、6回目で最終で、同様の取りまとめの会議を控えております。2月9日から22日につきまして、パブリックコメントの結果を公表していくスケジュールで予定しています。3月には印刷をかけまして、次年度4月初めに、ホームページ等で結果や計画内容等を公表していくというようなスケジュールとなっております。今、お示しして見ていただいた通りで、本日第3回の委員会で最後の会議となっております。沢山、委員の皆様からもご意見頂いたところで、もしかしたら、レイアウトの部分も含めて、軽微な修正や加筆等が今後生じてくることもありますので、椎名委員長の承認を得て進めることで、皆様からのご意見を最後に頂戴したいと思います。スケジュールについては以上です。

○椎名委員長

《今後のスケジュールについて 質疑応答》

ありがとうございます。スケジュールで原稿提出が2月に出ていますので、それまでに、もし、字句の修正だったり、軽微な修正が生じた場合は、委員長一任ということで直させて頂いてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

す。きちんと確認させていただきます。その他、事務局も含め、何か連絡事項等ありますでしょうか。それではないようですので、以上で本日予定しておりました協議事項は終了といたします。慎重なご審議を頂きまして、ありがとうございます。

5 閉会

○事務局（地域包括支援課・飯田係長）

椎名委員長、ありがとうございました。本日は限られた時間でありましたが、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会を閉会いたします。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

配布資料一覧

(令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会)

記

- ① 令和5年第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ③ 資料1 パブリックコメント実施結果報告書(案)
- ④ 資料2 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 最終案
- ⑤ 資料3 主な変更点(第2版・パブリックコメント実施以降)
- ⑥ 参考資料1 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール

以上

令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日 時：令和6年1月25日（木）14時00分から

場 所：つくば市役所本庁舎2階 204会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) パブリックコメント実施結果について

4 協議事項

(1) 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画の最終案について

5 そ の 他

6 閉 会

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間：令和5年(2023年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

No	氏名	役職等(職種)	所属団体(勤務先等)
1	椎名 清和	准教授	学校法人霞ヶ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部(学園の森法律事務所)
3	小川 直宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部 (つくば公園通り司法書士事務所)
4	武石 佳宏	支店長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院長	つくば市医師会(医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇 富士子	役員 (世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代表	NPO法人 アSEMBL
8	塚本 武志	会長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代表 (相談支援専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会(社会福祉法人 筑峯学園)
10	山下 広見	主任介護支援専門員	つくばケアマネージャー連絡会(居宅プランセンター 煌)
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区会長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副会長	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

(敬称略)

様式第5号(第10条関係)

パブリックコメント実施結果報告書(案)
【案件名:第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)】

令和6年(2024年)2月
つくば市福祉部障害者地域支援室・地域包括支援課

■ 意見集計結果

令和5年(2023年)12月8日から令和6年(2024年)1月9日までの間、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)について、意見募集を行った結果、一人(団体を含む。)から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合計	1人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>○第8条について 「意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる」となっている。しかし、これだと、意見を求めるという行為だけで会議を開催できることになってしまう。</p> <p>通常は以下の例のようになっている。 1「やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。」(法務省)</p>	1件	貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

	<p>2「やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。」(国土交通省)</p> <p>3「やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。」(東京都都市整備局)</p> <p>* 意見を求めたが、委員から何の返答もなかったとしたら、会議が開催されたことにはならない。</p>		
2	<p>○第8条2について</p> <p>「当該会議の出席委員とする」だけでは、「出席委員」が何を意味するのかわからない。「出席委員」が第6条3の「出席委員」を意味するのであれば、「第6条3の出席委員とする」とすべきである。</p>	1件	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>
3	<p>○第3条5について</p> <p>「その他市長が認めるもの」の「もの」は、「者」にすべきと思いますが？</p>	1件	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>

■ 修正の内容

○ P1～16 項目等の追加・修正 について

修正前	修正後
<p>P3(② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 表中数値)</p> <p>(令和5年度(2023年度) 認知症高齢者)</p> <p><u>4,659人</u></p> <p>(表注釈)</p> <p>※認知症高齢者:日常生活自立度Ⅱa以上(各年度9月30日時点 <u>※令和5年度は10月時点の暫定値</u>)</p>	<p>P3(② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 表中数値)</p> <p>(令和5年度(2023年度) 認知症高齢者)</p> <p><u>4,704人</u></p> <p>(表注釈)</p> <p>※認知症高齢者:日常生活自立度Ⅱa以上(各年度9月30日時点 _____)</p>
<p>P9 (3)より下3～4行目</p> <p>(3)任意後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期の段階から制度の利用を促進するため、_____利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援として周知活動・相談対応等を強化します。 	<p>P9 (3)より下3～4行目</p> <p>(3)任意後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期の段階から制度の利用を促進するため、<u>任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であることについて</u>の周知活動・相談対応等を強化します。
<p>P13 (3)より下14～15行目</p> <p>③成年後見制度を<u>利用できる</u>環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の____開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施 	<p>P13 (3)より下14～15行目</p> <p>③成年後見制度の<u>利用促進が可能な</u>環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の<u>利用</u>開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施

※パブリックコメントによるものではありませんが、内容を修正しました。数値は最新の統計値に修正しています。

※このほか、計画案本文中の単純誤記の修正もしました。

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年（2016年）5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年（2017年）3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第1期計画」という）」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたこと等、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会と協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

<参考> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 本市の現状

現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度（2023年度）の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度（2018年度）の数値と比較して年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度等による権利擁護支援の重要性がますます高まると予想されます。障害者プランと高齢者福祉計画それぞれ実施した成年後見制度の認知度に関する市民のアンケート調査の結果から、障害者プランにおいては、すべての回答者種別で「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」が合わせて50%を超えている一方、「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」がいずれの回答者種別でも20%を超えています。高齢者福祉計画においては、「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」を合わせた数値が要支援・要介護認定者を除いた回答種別においては65%を超えています。「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」はいずれの回答種別で20%を下回っています。

障害者と高齢者を取り巻く状況やそれぞれが持つニーズ等を踏まえながら、成年後見制度の利用が必要となる場合に備えるとともに、制度の趣旨を理解したうえで円滑な利用手続きを進めていけるように、引き続き、効果的な周知啓発活動等の取り組みが必要です。

① 精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神障害	3,212人	3,702人	4,096人	4,661人	4,943人	5,417人
知的障害	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人	1,392人	1,464人

※参照：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第1節「障害者手帳等所持者の推移」

※各年度4月1日時点

※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢化率	19.2%	19.2%	19.4%	19.4%	19.2%	19.2%
高齢者人口	44,647人	45,512人	46,613人	47,532人	48,302人	48,787人
認知症高齢者	4,418人	4,491人	4,557人	4,505人	4,628人	4,704人

※参照（高齢化率、高齢者人口）：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

※高齢化率、高齢者人口：各年度10月1日時点

※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa以上（各年度9月30日時点）

③ 成年後見制度の認知度について

障害・疾患別／回答項目	内容等をよく知っている	詳しくは分からないが、概要は知っている	名前を聞いたことがある程度	名前を聞いたことはないし、内容も知らない	無回答
①知的障害(n=192)	10.9%	39.1%	24.0%	22.4%	3.6%
②精神障害(n=180)	7.2%	27.8%	33.3%	27.8%	3.9%
③発達障害(n=97)	12.4%	34.0%	29.9%	20.6%	3.1%
④高次脳機能障害(n=29)	13.8%	34.5%	20.7%	20.7%	10.3%
⑤一般高齢者(n=1,488)	8.1%	34.9%	33.1%	16.9%	6.9%
⑥要支援・要介護認定者(n=578)	6.6%	24.9%	22.0%	10.4%	36.2%
⑦若年者(n=655)	8.5%	38.5%	33.1%	18.5%	1.4%

※参照(①～④)：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第5節「権利擁護について(認知度)」

※参照(⑤～⑦)：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

4 第1期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第1期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第1期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの目標値を設定します。

(1) 利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度等、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 ・障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 ・本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ・ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

(2) 各種制度の利用促進について

概要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	— (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	— (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

(3) 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討します。 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計

(4) 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催（支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
4 (5)	2 (7)	— (10)	(11)	(12)	(13)

(5) 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画します。

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
19 (30)	79 (40)	— (50)	(60)	(70)	(80)

(6) チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与する適切な場面の把握について共有できる取組を周知します。

【活動指標】

参加回数（回）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
13 (12)	4 (18)	— (24)	(26)	(28)	(30)

第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策

1 本計画の目標

目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

(1) 本人の意思決定に寄り添った運用

- ・ 認知症高齢者や障害者等、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるように、意思決定支援の考え方にに基づき財産管理や身上保護を行います。
- ・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を継続的に確認し、個別の状況に応じた相談対応を行います。
- ・ 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用支援事業（申立費用と後見人等への報酬助成）や必要に応じて市長申立等を実施し、適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。

(2) 保佐、補助の利用促進

- ・ 本人の特性に合わせて細やかなサポートを行うために、利用者の意思決定能力やニーズ等を精査し、利用者の自発的な意思が尊重され安心して利用できるように、保佐・補助の利用を促進します。
- ・ 症状が進行する認知症の高齢者等については、その時々々の意思決定能力に応じて後見・保佐・補助の各類型間の移行を適切に行えるように、心身の状況等に合わせた見守りや権利擁護の支援を強化します。

(3) 任意後見制度の利用促進

- ・ 法定後見制度以外の選択肢として検討しやすくするため、制度内容や手続き方法をわかりやすく周知し、利用に関する疑問や不安に対応する相談窓口を強化します。
- ・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であることについての周知活動・相談対応等を強化します。

目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

(1) 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり

- ・ 利用者の日常生活に携わる様々な機関が関与することで、権利擁護支援が必要な人々を発見し、利用者の意思決定に寄り添った適切な支援につなげられる体制として、地域連携ネットワークの充実等の強化を図ります。

(2) 担い手の確保の推進

- ・ 利用者の個別の状況に応じて後見人等が適切に選任されるように、多様な後見等業務の担い手が必要となります。社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、また、専門職団体が抱える課題等を地域連携ネットワークにおいて共有し、専門職による後見等が必要な場合に円滑に選任される仕組みを整備します。
- ・ 市民後見人や親族後見人等が安心して後見業務を行える体制を整備し、専門職以外の多様な担い手を確保し、地域連携ネットワークに参加できる体制を目指します。

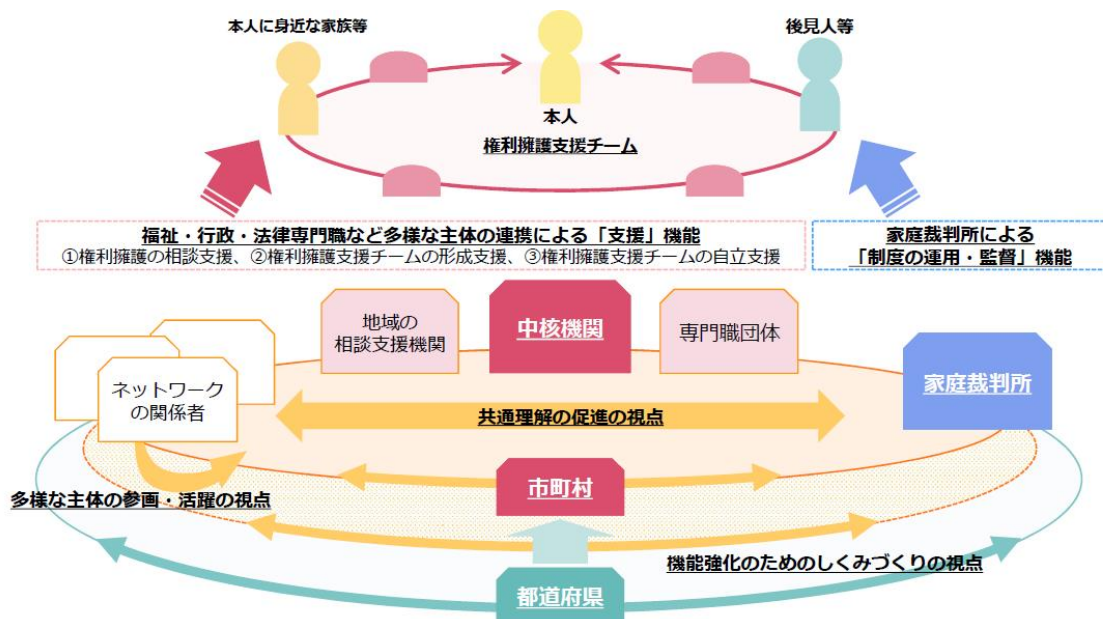
(3) 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

- ・ 市民が自分や家族の権利を守る方法を知ることによって安心できるように、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口が広く行き渡るように、情報をわかりやすく発信します。
- ・ 効果的な権利擁護の支援が行えるように、地域連携ネットワークの関係者にも権利擁護支援に関する相談窓口を周知できるように積極的に発信します。

2 本計画の施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることによって、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。



※出典 厚生労働省ウェブサイト「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 権利擁護の相談支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関が本人や関係者からの相談を受け、地域の実情に応じて中核機関や専門職と協力して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援につなぎます。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関と専門職等が協力して、権利擁護支援の方針検討と地域のニーズに合わせた成年後見制度の申立てや適切な後見人等候補者を調整し、本人を支える権利擁護支援チームを構築します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

地域の実情に合わせて各機関が役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた支援を適切に行えるようにサポートします。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組み

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組みを踏まえ、連携体制を強化します。本市では、成年後見制度の推進について協議する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」を、個別ケースにおける制度の運用方針等について協議する「つくば市成年後見制度利用支援会議」をそれぞれ協議会と位置付けています。

① 本人を支える「権利擁護支援チーム」による対応

- ・ 成年後見制度の利用開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、利用開始後は後見人等が加わる「権利擁護支援チーム」を形成します。
- ・ 後見人等と各関係者が協力し、日常的に本人を見守り、可能な限り継続的に状況を把握できる体制を整備します。

② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

成年後見制度の利用促進に関する協議の場として、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等で構成される委員会を設置。本市の課題や解決策について協議しながら、関係機関との連携強化を目指しています。

③ つくば市成年後見制度利用支援会議（以下、「利用支援会議」という）

成年後見制度に関する専門相談や、個々のケースへの「権利擁護支援チーム」のサポート、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等からなる会議を実施。対象者が成年後見制度の開始前後に関わらず、制度の運用方針等を協議しています。

(3) 本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する関係機関との連携

本市において、地域連携ネットワークに参加する各関係機関等が地域の協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおいて相談対応や権利擁護支援チームの支援等を行う連携体制を強化するため、各関係機関等の取組と想定される役割等を適切に把握することが大切です。

① 福祉関係機関

関係機関例	茨城県社会福祉士会、社会福祉協議会、社会福祉法人等
連携が必要とされる場面	本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用について検討される時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの理念や技術等に基づいた本人の意思決定支援 ・成年後見制度の利用相談や関係機関の紹介 ・権利擁護チームの支援による日常的な見守りや後見の運用方針に関する専門的な助言 ・法人後見活動の更なる推進 ・法人後見等の実施、成年後見制度の普及啓発活動

② 法律関係機関

関係機関例	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部等
連携が必要とされる場面	後見制度に関連する複雑で困難な事案や財産管理が重要な事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等が発生した時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法的観点から後見制度の利用の必要性やニーズの精査、後見、保佐、補助の種類の該当に関する助言や指導等、ケース会議の参加 ・多額の財産の授受や遺産分割協議等、高度な法的対応が必要な事案への適切な後見人等や成年後見監督人等候補者を推薦 ・知識と理解不足から生じる不正事案の発生等を防止するため、親族後見人や市民後見人等への指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与 ・本人と後見人等との利害が対立した場合の調整と協議会等で専門的な助言

③ 金融関係機関

関係機関例	常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行、JAバンク等
連携が必要とされる場面	銀行窓口等で、単独で手続きを行うことが困難な人に対して金融関係の手続きを円滑に行えるサポートが必要とされる時
取組・想定される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の概要や手続き、利用のメリット等制度に関する情報をわかりやすい内容の積極的な情報提供、周知啓発 ・不正利用や詐欺等のリスクを最小限に抑えるための監督や不正行為の発見・通報体制を整備し、利用者の資産の安全性を確保 ・後見人等が利用しやすい専用口座や適切な金融プランニングのサポート等、成年後見制度の利用者に適した商品開発やサービスの提供

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。

(1) 広報業務

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する各関係機関と、成年後見制度が本人の生活と権利を擁護する重要な手段であることを共有
- ・ 自ら支援を求めることが困難な人々を発見し、支援につなげることの重要性と制度の活用が有効なケース等を周知啓発
- ・ 各関係機関等と連携し、パンフレット作成・配布や入門的内容の研修会・専門職向けのセミナー企画等の広報活動の推進
- ・ 任意後見、保佐・補助類型の早期利用を視野に入れた周知活動

(2) 相談業務

- ・ 各関係機関等と協力し、成年後見制度の利用に関する相談対応の体制を構築
- ・ 権利擁護の支援が必要なケースについて各関係機関等から相談に応じ、情報を集約
- ・ 必要に応じて、地域連携ネットワークに参加する各機関と協力して、本人の意思決定に沿った見守り体制を調整

(3) 成年後見制度利用促進業務

① 受任者調整(マッチング)等の支援

(親族後見人・市民後見人候補者等の支援)

親族や市民の後見等が適切な場合に助言、それぞれ後見人等になった後の継続的な支援体制を調整

(専門職後見人の受任者調整(マッチング))

専門職による後見等が適切な場合、専門職団体(地域連携ネットワークに参加する各関係機関)と連携し、適切な後見人等の円滑な選定

② 担い手の育成・活動の促進

- ・ フォローアップ研修の実施等、市民後見人の育成と積極的に活躍できる環境を整備
- ・ 市民後見人養成講座修了者が実務経験を積むため、つくば市社会福祉協議会における法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援業務を実施
- ・ 法人後見業務に携わる者を確保することで、より一層の法人後見活動を促進

③ 成年後見制度の利用促進が可能な環境の整備

- ・ 成年後見制度の利用開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施
- ・ 市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報

共有を行える仕組みを整備

④ 後見人支援

- ・ 親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて本人をサポートするために各関係機関等がチームとなって連携し、継続的に状況を把握し適切に対応する体制を整備
- ・ 専門職による支援が必要な場合においても、各関係機関等が権利擁護支援チームとして協力し、ケース会議を通じて意思決定の支援と身上保護に重点を置いた後見活動をサポート

3 不正防止の取組

成年後見制度における不正事案の多くは、親族後見人等の理解不足や知識不足が要因とされています。権利擁護支援の地域連携ネットワークやチームでの支援体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談できる仕組みを整えることで、不正防止を図ります。

◆ 参考情報

1 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度の種類

	種類	内容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人（任意後見人）に行ってもらう支援内容を契約（任意後見契約）により事前に決めておく制度

(2) 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	—	民法13条1項所定の行為※	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為※の一部）
取消が可能な行為（取消権）	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

※（例）金銭の貸し借りに関する契約や相続、訴訟行為等

(3) 法定後見制度と任意後見制度の特徴

	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
支援の開始時期	判断能力が不十分な段階で、後見人等の選任後に開始	契約締結後に判断能力が不十分となり、任意後見監督人の選任後に開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

2 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、後見人等の支援者が同意権や代理権等を行って、利用者の生活と権利を守るために法的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管等の支援を行うサービス（社会福祉協議会の実施事業）
意思決定支援	特定の行為に関して本人の判断能力的に課題のある場面において、後見人等を含む支援者が、本人に必要な情報を提供することで意思や考えを引き出す等して、本人の価値観や選好に基づき意思決定をするために行う活動

◆ 参照元

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
- ・ 法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
- ・ 裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画 主な変更点 (第2回委員会・パブリックコメント実施以降)

令和6年(2024年)1月25日(木)

令和5年度第3回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会



主な変更点①

変更前（第2版）	変更後（最終案）
<p data-bbox="107 376 224 411">（計画名）</p> <p data-bbox="96 485 660 520">第二期つくば市成年後見制度利用促進基本計画</p>	<p data-bbox="1164 376 1281 411">（計画名）</p> <p data-bbox="1164 414 1556 450">計画名の一部を修正しました。</p> <p data-bbox="1153 485 1718 520">第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画</p>

主な変更点②

変更前（第2版）

（1ページ）

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度から令和5年度までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第1期計画」という）」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたことなど、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

変更後（最終案）

（1ページ）

本文の一部を加筆しました。

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まっています。

平成28年（2016年）5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」）」を施行し、平成29年（2017年）3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の基本計画」という）」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第1期計画」という）」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関（つくば成年後見センター）の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人（法人後見支援員）の活躍の機会が増えてきたこと等、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度（2024年度）からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

主な変更点③

変更前（第2版）	変更後（最終案）
<p data-bbox="114 300 248 331">（2ページ）</p> <p data-bbox="103 443 286 475">3 本市の現状</p> <p data-bbox="103 480 1099 612">現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度の数値と比較して年々増加傾向となっています。</p> <p data-bbox="143 619 271 651">（以下、略）</p>	<p data-bbox="1167 300 1301 331">（2ページ）</p> <p data-bbox="1178 336 1529 368">本文の一部を加筆しました。</p> <p data-bbox="1155 443 1339 475">3 本市の現状</p> <p data-bbox="1155 480 2175 612">現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度（2023年度）の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度（2018年度）の数値と比較して年々増加傾向となっています。</p> <p data-bbox="1196 619 1323 651">（以下、略）</p>

主な変更点④

変更前（第2版）

（3ページ）

① 精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	3,212人	3,702人	4,096人	4,661人	4,943人	5,417人
知的障害	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人	1,392人	1,464人

※参照：総論 第2章第1節「障害者手帳等所持者の推移」
 ※各年度4月1日時点
 ※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢化率	19.17%	19.22%	19.39%	19.36%	19.19%	19.21%
高齢者人口	44,647人	45,512人	46,613人	47,532人	48,302人	48,460人
認知症高齢者	4,418人	4,491人	4,557人	4,505人	4,628人	4,611人

※参照：第九期高齢者福祉計画 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」
 ※各年度9月30日時点（暫定的に令和5年度のみ4月1日時点）
 ※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa以上

③ 成年後見制度の認知度について

（表省略）

※参照（①～④）：総論 第2章第5節「権利擁護について（認知度）」
 ※参照：第9期高齢者福祉計画 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

変更後（最終案）

（3ページ）

最新の統計データ等の数値に修正し、そのほか本文の一部を加筆修正しました。

① 精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）・知的障害（療育手帳所持者）の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神障害	3,212人	3,702人	4,096人	4,661人	4,943人	5,417人
知的障害	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人	1,392人	1,464人

※参照：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第1節「障害者手帳等所持者の推移」
 ※各年度4月1日時点
 ※精神障害は自立支援医療（精神通院医療）受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

種別／年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高齢化率	19.2%	19.2%	19.4%	19.4%	19.2%	19.2%
高齢者人口	44,647人	45,512人	46,613人	47,532人	48,302人	48,787人
認知症高齢者	4,418人	4,491人	4,557人	4,505人	4,628人	4,704人

※参照（高齢化率、高齢者人口）：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」
 ※高齢化率、高齢者人口：各年度10月1日時点
 ※認知症高齢者：日常生活自立度Ⅱa以上（各年度9月30日時点）

③ 成年後見制度の認知度について

（表省略）

※参照（①～④）：つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第5節「権利擁護について（認知度）」
 ※参照（⑤～⑦）：つくば市高齢者福祉計画（第9期） 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

主な変更点⑤

変更前（第2版）

（4ページ）

4 第一期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第一期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第一期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度から令和8年度までの目標値を設定します。

（1）利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援に繋げるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や日常生活自立支援事業、あんしん生活支援サービスなど、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動の実施 ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

変更後（最終案）

（4ページ）

本文の一部を加筆修正しました。

4 第1期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第1期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動指標です。第1期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの目標値を設定します。

（1）利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援につなげるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度等、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援に向けた効果的な周知活動を実施します。 ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数（件）

	令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
基幹相談支援センター(※1)	49 (70)	125 (75)	— (80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援センター(※2)	370 (550)	353 (580)	— (600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見センター	827 (250)	1,300 (270)	— (290)	(400)	(450)	(500)

※1 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

※2 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

主な変更点⑥

変更前（第2版）

（5ページ）

（2） 各種制度の利用促進について

概要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールを配備等して各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	— (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	— (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

変更後（最終案）

（5ページ）

本文の一部を加筆修正しました。

（2） 各種制度の利用促進について

概要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り組みます。
取組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数（件）

令和3年度 (2021年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績(うち新規) (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
32 (3) (40 (10))	40 (12) (50 (10))	— (60 (10))	(50 (10))	(60 (10))	(70 (10))

② 成年後見制度の利用者数（人）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
181 (※1) (190)	173 (※2) (200)	— (210)	(215)	(220)	(225)

※1 内訳：後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人（令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果）
 ※2 内訳：後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人（令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果）

主な変更点⑦

変更前（第2版）

（6ページ）

（3） 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加アンケートにより集計

変更後（最終案）

（6ページ）

本文の一部を加筆しました。

（3） 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、区会等（以下、「各関係機関等」という）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座（入門講座）を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー等効果的な周知方法を検討 します。 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置 します。

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
97 (50以上)	89 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。
※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合（％）

令和3年度 (2021年度) 実績 (目標値)	令和4年度 (2022年度) 実績 (目標値)	令和5年度 (2023年度) 実績 (目標値)	令和6年度 (2024年度) (目標値)	令和7年度 (2025年度) (目標値)	令和8年度 (2026年度) (目標値)
67 (50以上)	75 (50以上)	— (50以上)	(75以上)	(75以上)	(75以上)

※市民・専門職向けの研修会をいう。
※参加者アンケートにより集計

主な変更点⑧

変更前（第2版）

（7ページ）

（4） 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催（支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
4 (5)	2 (7)	— (10)	(11)	(12)	(13)

変更後（最終案）

（7ページ）

本文の一部を加筆しました。

（4） 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催（支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援）
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数（人）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
4 (5)	2 (7)	— (10)	(11)	(12)	(13)

主な変更点⑨

変更前（第2版）

（7ページ）

（5） 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえた第2期養成講座を企画

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
19 (30)	79 (40)	— (50)	(60)	(70)	(80)

変更後（最終案）

（7ページ）

本文の一部を加筆しました。

（5） 市民後見人（法人後見支援員）の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域の住民から市民後見人を育成します。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座を企画します。

【活動指標】

延べ活動回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
19 (30)	79 (40)	— (50)	(60)	(70)	(80)

主な変更点⑩

変更前（第2版）

（8ページ）

（6） チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みの構築
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意志が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面の把握について共有できる取組を周知

【活動指標】

参加回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
13 (12)	4 (18)	— (24)	(26)	(28)	(30)

変更後（最終案）

（8ページ）

本文の一部を加筆修正しました。

（6） チーム会議への中核機関の参加について

概要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組みを構築 します 。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意思が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面を把握できる取組が必要
今後の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与 する 適切な場面の把握について共有できる取組を周知 します 。

【活動指標】

参加回数（回）

令和3年度 実績 (目標値)	令和4年度 実績 (目標値)	令和5年度 実績 (目標値)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
13 (12)	4 (18)	— (24)	(26)	(28)	(30)

主な変更点⑪

変更前（第2版）	変更後（最終案）
<p data-bbox="114 432 248 464">(9ページ)</p> <p data-bbox="114 560 779 587">第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策</p> <p data-bbox="114 639 304 667">1 本計画の目標</p> <div data-bbox="125 671 1070 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><p data-bbox="136 679 893 707">目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。</p></div> <p data-bbox="114 751 607 783">(1) 本人の意思決定に寄り添った運用</p> <ul data-bbox="136 791 1122 927" style="list-style-type: none">・ (省略)・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を丁寧に理解し、個別の状況に応じた相談対応を行います。・ (省略) <p data-bbox="114 967 271 999">(2) (省略)</p> <p data-bbox="114 1038 450 1070">(3) 任意後見制度の促進</p> <ul data-bbox="136 1078 1099 1206" style="list-style-type: none">・ (省略)・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、「あんしん生活支援サービス」等、利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援サービスについて周知活動・相談対応等を強化します。	<p data-bbox="1167 432 1301 464">(9ページ)</p> <p data-bbox="1178 472 1585 499" style="background-color: yellow;">本文の一部を加除修正しました。</p> <p data-bbox="1200 560 1865 587">第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策</p> <p data-bbox="1200 639 1391 667">1 本計画の目標</p> <div data-bbox="1211 671 2157 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><p data-bbox="1223 679 1980 707">目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。</p></div> <p data-bbox="1167 751 1659 783">(1) 本人の意思決定に寄り添った運用</p> <ul data-bbox="1189 791 2175 927" style="list-style-type: none">・ (省略)・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を継続的に確認し、個別の状況に応じた相談対応を行います。・ (省略) <p data-bbox="1167 967 1357 999">(2) (省略)</p> <p data-bbox="1167 1038 1503 1070">(3) 任意後見制度の促進</p> <ul data-bbox="1189 1078 2175 1206" style="list-style-type: none">・ (省略)・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であることについての周知活動・相談対応等を強化します。

主な変更点⑫

変更前（第2版）	変更後（最終案）
<p data-bbox="114 517 246 547">(13ページ)</p> <div data-bbox="114 655 1113 700">施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化</div> <p data-bbox="100 730 1113 831">市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としてのさらなる機能強化を図ります。</p> <ol data-bbox="114 871 1113 1257" style="list-style-type: none">(1) (省略)(2) (省略)(3) 成年後見制度利用促進業務<ol style="list-style-type: none">① (省略)② (省略)③ 成年後見制度を利用できる環境の整備<ul data-bbox="163 1086 1113 1222" style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施・ (省略)④ (省略)	<p data-bbox="1171 517 1303 547">(13ページ)</p> <p data-bbox="1182 555 1585 585">本文の一部を加筆修正しました。</p> <div data-bbox="1171 655 2179 700">施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化</div> <p data-bbox="1158 730 2179 831">市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としての更なる機能強化を図ります。</p> <ol data-bbox="1171 871 2179 1257" style="list-style-type: none">(1) (省略)(2) (省略)(3) 成年後見制度利用促進業務<ol style="list-style-type: none">① (省略)② (省略)③ 成年後見制度の利用促進が可能な環境の整備<ul data-bbox="1220 1086 2179 1222" style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の利用開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施・ (省略)④ (省略)

主な変更点⑬

変更前（第2版）

（15ページ）

◆参考情報

（2） 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	—	民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消が可能な行為（取消権）	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

変更後（最終案）

（15ページ）

本文の一部を加筆しました。

◆参考情報

（2） 法定後見制度について

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立先	家庭裁判所		
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官等		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	—	民法13条1項所定の行為※	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為※の一部）
取消が可能な行為（取消権）	日常生活に関する行為以外の行為	同上	
成年後見人等に与えられる代理権の範囲（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	

※（例）金銭の貸し借りに関する契約や相続、訴訟行為等

主な変更点⑭

変更前（第2版）

(16ページ)

2 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、代理人（後見人等）が同意権や代理権等を行使して、利用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管などの支援を行うサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）
あんしん生活支援サービス	判断能力があるうちに、将来に備えて「任意後見契約」・「見守り契約・財産管理契約」・「死後事務委任契約」を一体的に提供するサービス（つくば市社会福祉協議会の実施事業）

変更後（最終案）

(16ページ)

本文の一部を加除修正しました。

2 用語説明

用語	内容
成年後見制度	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行えるように、後見人等の支援者が同意権や代理権等を行使して、利用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
中核機関	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関
日常生活自立支援事業	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管等の支援を行うサービス（社会福祉協議会の実施事業）
意思決定支援	特定の行為に関して本人の判断能力的に課題のある場面において、後見人等を含む支援者が、本人に必要な情報を提供することで意思や考えを引き出す等して、本人の価値観や選好に基づき意思決定をするために行う活動

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール（予定）

月／計画名	つくば市成年後見制度 利用促進基本計画 (第2期)	つくば市障害者プラン (改定版)	つくば市高齢者福祉計画 (第9期)
4月			
5月			
6月		第3回懇談会(骨子案)	
7月	第1回運営委員会(素案)		
8月			第4回会議(骨子案)
9月		第4回懇談会(素案)	
10月	第2回運営委員会(素案決定)		第5回会議(素案)
11月			
12月	パブリックコメント実施予定日(12/8~1/9)		
1月	25日 第3回運営委員会(最終案) パブリックコメント報告	31日 第5回懇談会(最終案) パブリックコメント報告	
2月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> パブリックコメント結果公表(2/9~2/22) 原稿提出 </div>		1日 第6回会議(最終案) パブリックコメント報告
3月		印刷	
4月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ホームページに公表 </div>		製本